

# 鳥取県地域防災計画

## (原子力災害対策編)

平成26年3月

鳥取県防災会議

## 策定の経過

昭和 38 年 9 月 14 日	鳥取県地域防災計画（以下「県防災計画」という）基本案決定
昭和 38 年 9 月 18 日	基本案について内閣総理大臣協議
昭和 38 年 12 月 5 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
昭和 44 年 3 月	県防災計画「計画編」「資料編」を分冊
平成 4 年 11 月 20 日	県防災計画「震災対策編」基本案決定
平成 4 年 11 月 25 日	基本案について内閣総理大臣協議
平成 5 年 1 月 26 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
平成 13 年 12 月 27 日	県防災計画「原子力対策（人形峠環境技術センター）編、原子力対策（島根原子力発電所）編」基本案決定
平成 14 年 3 月 7 日	基本案について内閣総理大臣協議
平成 14 年 4 月 16 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
平成 17 年 7 月	県防災計画「原子力災害対策編」一部修正
平成 18 年 9 月	県防災計画「災害予防編（共通）、災害応急対策編（共通）、震災対策編、風水害等対策編、大規模事故対策編、原子力災害対策編」全部修正
平成 19 年 6 月	一部修正
平成 20 年 6 月	一部修正
平成 22 年 7 月	一部修正
平成 25 年 3 月 18 日	全部修正
平成 26 年 3 月 26 日	一部修正

# 地域防災計画（原子力災害対策編）

## 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1. 鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2. 鳥取県地域防災計画における他の災害対策との関係	1
3. 関係周辺市町地域防災計画との関係	1
4. 鳥根県・岡山県地域防災計画との関係	2
5. 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	2
1. 鳥取県に影響する原子力施設	2
2. 鳥根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態	3
3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態	3
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	4
1. 範囲の考え方	4
2. 鳥根原子力発電所の場合	4
3. 人形峠環境技術センターの場合	5
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	7
1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	7
2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	8
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	9
第2章 原子力災害事前対策	16
第1節 基本方針	16
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	16
第3節 報告の徴収と立入検査等	17
第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	18

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	18
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	19
1. 情報の収集・連絡体制の整備	19
2. 情報の分析整理	20
3. 通信手段の確保	22
第7節 緊急事態応急体制の整備	23
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	23
2. 災害対策本部体制等の整備	24
3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	24
4. 長期化に備えた動員体制の整備	25
5. 防災関係機関相互の連携体制	25
6. 警察災害派遣隊	25
7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	25
8. 自衛隊との連携体制	25
9. 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制	25
10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	26
11. オフサイトセンター	26
12. モニタリング体制等	27
13. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	30
14. 専門家の派遣要請手続き	30
15. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	31
16. 複合災害に備えた体制の整備	31
17. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	31
第8節 避難収容活動体制の整備	31
1. 避難計画の策定	31
2. 避難所等の整備等	31
3. 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備	33
4. 保育所や学校等における避難計画の整備	34
5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	34
6. 住民等の避難状況の確認体制の整備	34
7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報提供する仕組みの整備	34
8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	34
9. 避難場所等・避難方法等の周知	34
第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	35
1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	35
2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	35

第10節 緊急輸送活動体制の整備	35
1. 専門家の移送体制の整備	35
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	35
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	36
1. 救助・救急活動用資機材の整備	36
2. 救助・救急機能の強化	36
3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備	37
4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	37
5. 消火活動体制の整備	38
6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	38
7. 物資の調達、供給活動体制の整備	38
8. 大規模・特殊災害における救助隊の整備	39
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	39
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	39
第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	40
第15節 防災業務関係者の人材育成	41
第16節 防災訓練等の実施	41
1. 訓練計画の策定	41
2. 訓練の実施	42
3. 実践的な訓練の実施と事後評価	42
第17節 原子力施設上空の飛行規制	42
第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	43
第3章 緊急事態応急対策	44
第1節 基本方針	44
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	44
1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	44
2. 応急対策活動情報の連絡	54
3. 一般回線が使用できない場合の対処	58
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	58
第3節 活動体制の確立	59
1. 県の活動体制	59
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等	75
3. 専門家の派遣要請	77
4. 応援要請及び職員の派遣要請等	77

5. 自衛隊の派遣要請等	77
6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携	78
7. 防災業務関係者の安全確保	78
<b>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</b>	<b>79</b>
1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施	79
2. 避難所等	81
3. 広域一時滞在	82
4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	83
5. 安定ヨウ素剤の予防服用	84
6. 要配慮者への配慮	84
7. 学校等施設における避難措置	85
8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	85
9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	85
10. 食糧、生活関連物資等の供給	85
<b>第5節 治安の確保及び火災の予防</b>	<b>86</b>
<b>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b>	<b>86</b>
<b>第7節 緊急輸送活動</b>	<b>87</b>
1. 緊急輸送活動	87
2. 緊急輸送のための交通確保	89
<b>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</b>	<b>89</b>
1. 救助・救急及び消火活動	89
2. 医療活動等	90
<b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b>	<b>91</b>
1. 住民等への情報伝達活動	91
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	95
<b>第10節 自発的支援の受入れ等</b>	<b>96</b>
1. ボランティアの受入れ等	96
2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	96
<b>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</b>	<b>96</b>
<b>第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</b>	<b>97</b>
<b>第4章 原子力災害中長期対策</b>	<b>98</b>
第1節 基本方針	98
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	98
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	98

第4節	放射性物質による環境汚染への対処	98
第5節	各種制限措置の解除	98
第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	99
第7節	災害地域住民に係る記録等の作成	99
1.	災害地域住民の記録	99
2.	影響調査の実施	99
3.	災害対策措置状況の記録	99
第8節	被災者等の生活再建等の支援	99
第9節	風評被害等の影響の軽減	100
第10節	被災中小企業等に対する支援	100
第11節	心身の健康相談体制の整備	100
第12節	物価の監視	100
第13節	復旧・復興事業からの暴力団排除	100

#### 別紙資料

別添1	原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等	101
別添2	防護措置実施のフロー図	103
別添3	島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL	104
別添4	OILと防護措置について	108
別紙1	原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）	110
別紙2	原子力災害時の災害体制の基準（人形峠環境技術センター）	111



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉、加工施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業者外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「関係周辺市町」という。）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

### 1. 鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

### 2. 鳥取県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「鳥取県地域防災計画 災害予防編（共通）、災害応急対策編（共通）」によるものとする。

### 3. 関係周辺市町地域防災計画との関係

関係周辺市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、関係周辺市町の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

#### 4. 島根県・岡山県地域防災計画との関係

県は、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、島根県・岡山県（以下「所在県」という。）の計画との整合性に留意するものとする。

#### 5. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

### 第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

### 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日改定）を遵守するものとする。

### 第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

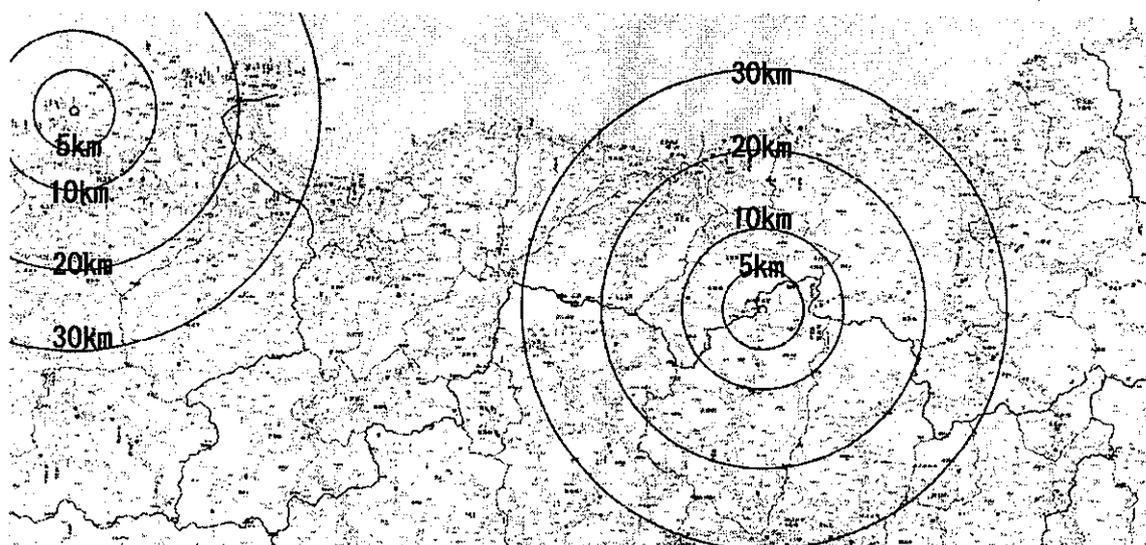
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

#### 1. 鳥取県に影響する原子力施設

原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。

- ・島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片匂 654-1）
- ・人形峠環境技術センター（岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550）
- ・図1-1「島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図」

図 1-1 島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図



## 2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態

原子炉施設においては、放射能を封じ込める5重の壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部が封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

## 3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態

### (1) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

火災、爆発、漏えい等によって施設から六フッ化ウラン等がエアロゾル（大気中に浮遊する微粒子）として放出される事が考えられる。六フッ化ウランは大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニル（ $UO_2F_2$ ）と気体としてのフッ化水素（ $HF$ ）が生成さ

れ、放出・拡散されるが、フッ化ウラニルについては施設から放出される前に大部分がフィルタにより除去される。爆発等により、フィルタを通さずに放出された場合は、量的に多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降する。

## (2) 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へいが十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線の放射線は施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰する点も考慮することが必要である。

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

### 1. 範囲の考え方

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

### 2. 島根原子力発電所の場合

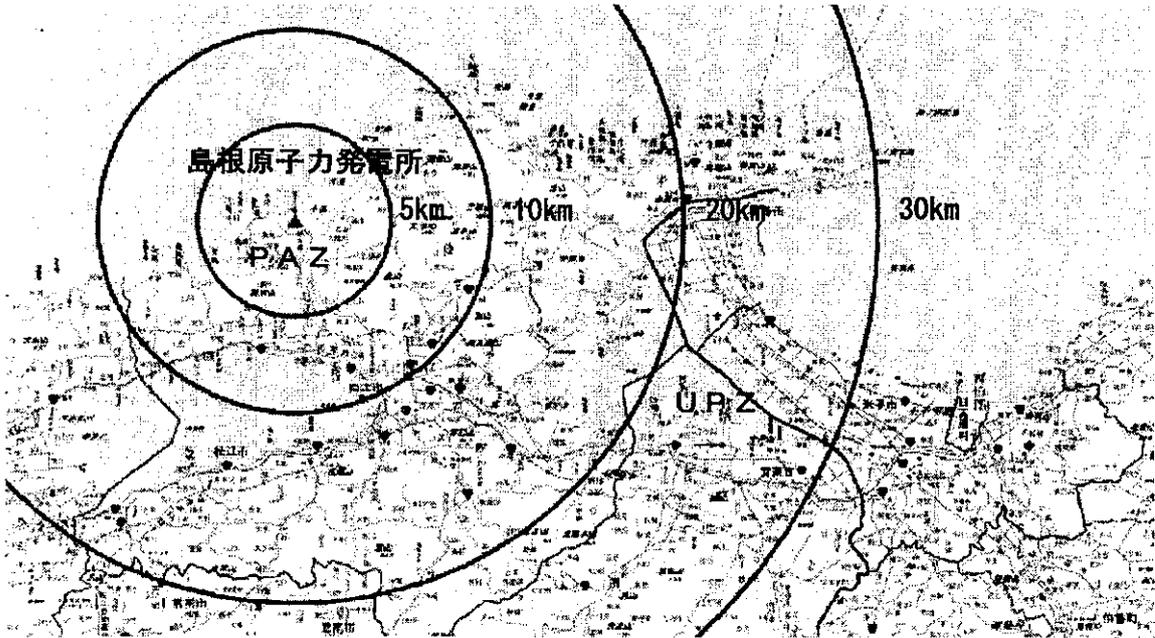
原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとする。

- ・表1-1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」
- ・図1-2 「同上」

表1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
境港市	境港市全域
米子市	島根原子力発電所から概ね30km圏内で米子市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域

図1-2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）



3. 人形峠環境技術センターの場合

原子力災害対策指針の実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の考え方を踏まえ、人形峠環境技術センターにおいて、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、施設から概ね500mとする。

なお、住民不安解消等の観点から、三朝町<sup>さしやま</sup>木地山、福吉<sup>ふくよし</sup>、実光<sup>さねみつ</sup>、鉛山<sup>なまりやま</sup>、栗祖<sup>くりそ</sup>の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。

- ・表1-2 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（人形峠環境技術センター）」
- ・図1-3 「同上」
- ・図1-4 「同上」

表1-2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（人形峠環境技術センター）

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
三朝町	竹田地区において人形峠環境技術センターから概ね500mで三朝町地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域

図1-3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（人形峠環境技術センター）

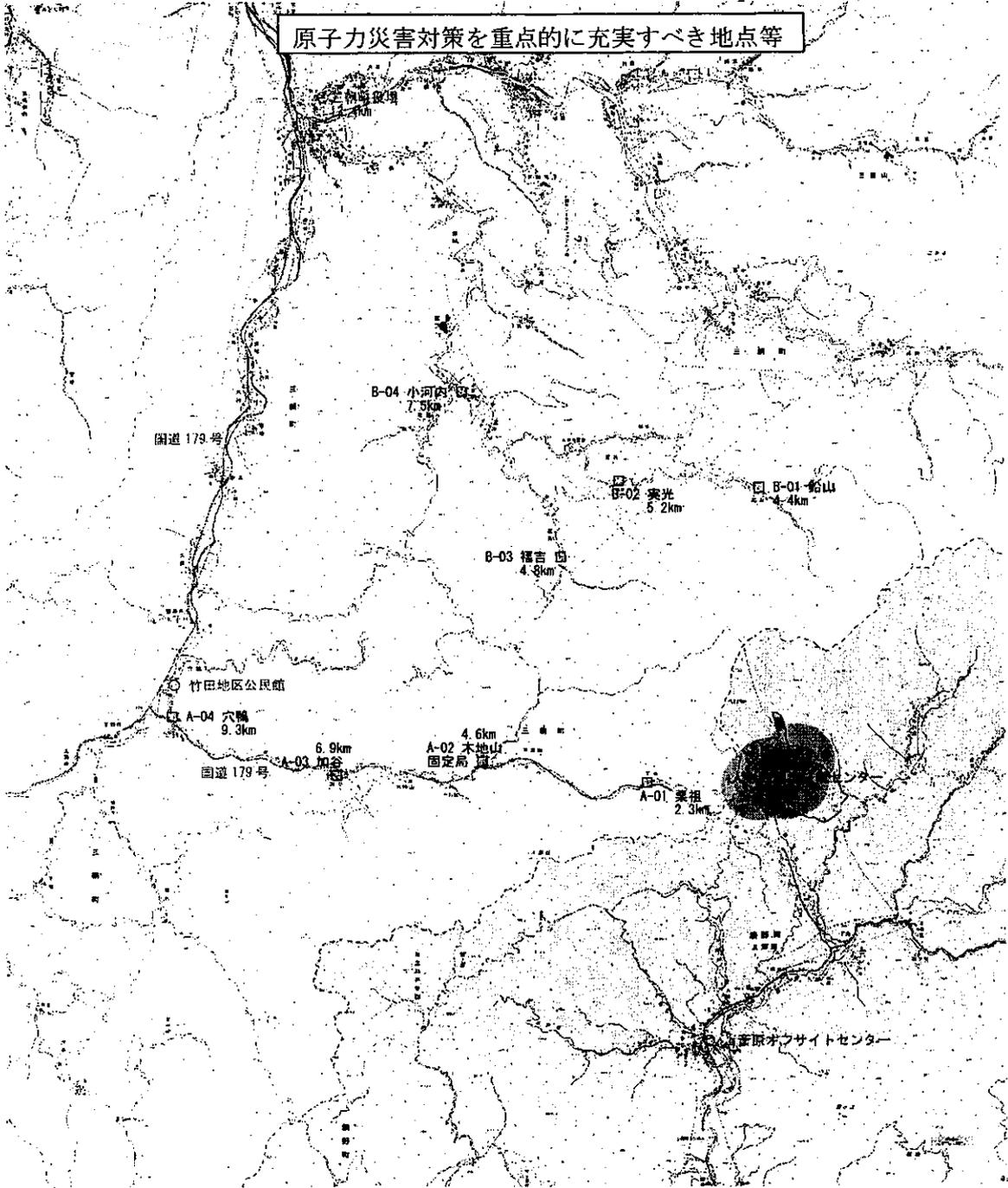
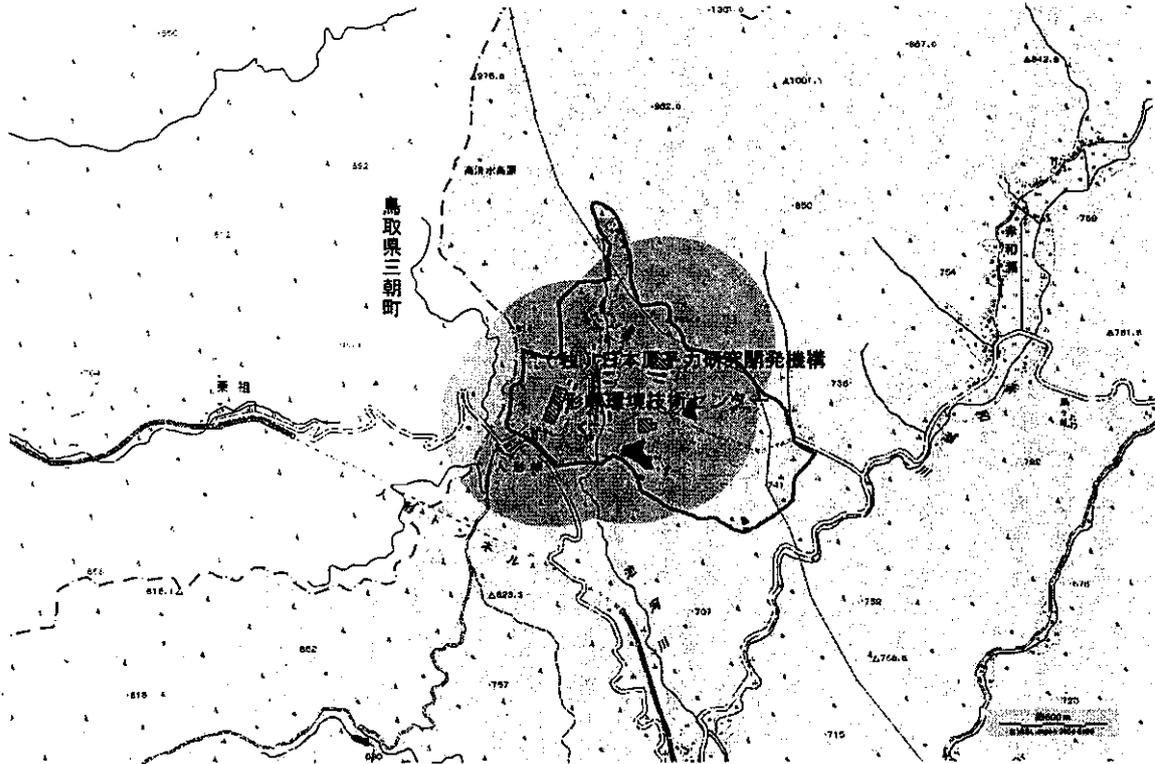


図1-4 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（人形峠環境技術センター）



## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

#### (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL: Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

##### ① 緊急事態区分

###### ・情報収集事態

鳥根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度5弱又は震度5強の地震（鳥根県、岡山県、鳥取県で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）が発生した事態

###### ・警戒事態（EAL1）

###### ・施設敷地緊急事態（EAL2）

・全面緊急事態（EAL3）

② 緊急事態区分における防護措置

緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。

・別添1「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」

・別添2「防護措置実施のフロー図」

・別添3「島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL」

(2) 島根原子力発電所の場合

UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

(3) 人形峠環境技術センターの場合

全面緊急事態となった際には、原災法第15条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

(1) 島根原子力発電所の場合

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

・別添4「OILと防護措置について」

(2) 人形峠環境技術センターの場合

放射性物質が環境へ放出された場合、原子力災害対策重点区域を中心とした緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

## 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係周辺市町、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は鳥取県地域防災計画災害応急対策編（共通）第1部第1章1節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	原子力安全対策課 医療政策課 長寿社会課 水・大気環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内における原子力災害に関する総合調整</li> <li>2 原子力防災に関する知識の広報及び教育訓練</li> <li>3 通信連絡網の整備</li> <li>4 環境放射線モニタリング設備・機器の整備</li> <li>5 防護資機材の整備</li> <li>6 緊急被ばく医療設備・機器の整備</li> <li>7 環境条件の把握</li> <li>8 平常時モニタリング</li> <li>9 事業者からの報告の徴収及び立入検査</li> <li>10 県災害警戒本部の設置及び運営</li> <li>11 県災害対策本部及びその下部組織である部（緊急時モニタリングセンター（以下「県EMC」という。）、医療救護対策本部、要配慮者避難支援センター）の設置並びに運営</li> <li>12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</li> <li>13 原子力災害情報等の収集、伝達</li> <li>14 避難者受入市町村との調整（県分：避難所の選定等）</li> <li>15 住民の避難の支援</li> <li>16 立入制限</li> <li>17 放射性物質による汚染状況調査</li> <li>18 緊急時モニタリング計画の作成及び実施</li> <li>19 緊急被ばく医療活動</li> <li>20 飲食物の摂取制限等</li> <li>21 食糧及び生活関連物資の調達</li> <li>22 環境の除染</li> <li>23 制限措置の解除</li> <li>24 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</li> </ol>

		25 関係周辺市町への原子力防災対策に対する指示及び指導助言 26 県民からの問い合わせ対応 27 国及び関係機関への支援の要請
県警察本部	警備第二課	28 住民等に対する避難誘導及び警備広報 29 立入制限及び交通規制 30 治安確保
米子市	防災安全課 危機管理室	1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備
境港市	自治防災課 危機管理室	3 環境放射線モニタリング設備、機器の整備 4 市町災害対策本部の設置及び運営
三朝町	危機管理課	5 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 6 災害状況、避難指示の把握及び伝達等 7 住民の避難、立入制限、救出等 8 避難者受入の協議 9 緊急時モニタリングの支援 10 安否情報に関すること 11 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 12 避難者への行政サービスの提供 13 県の緊急被ばく医療活動に対する協力 14 飲食物の摂取制限等 15 緊急輸送及び必需物資の調達 16 汚染物質の除去 17 制限措置の解除 18 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 19 県の行う原子力防災対策に対する協力
その他県内市町村	防災担当課	1 関係周辺市町への支援 2 広域避難所の指定 3 広域避難所の開設、管理運営 4 境港市役所移転への支援 5 避難手段（市町村バス等）の提供協力 6 避難誘導等に対する職員の動員 7 緊急時モニタリングの支援 8 県の緊急被ばく医療活動に対する協力
各消防局	警防課	1 負傷者の搬送 2 情報の収集分析

			<ul style="list-style-type: none"> <li>3 医療救護対策本部の支援</li> <li>4 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保</li> <li>5 防災対策、立入制限及び交通規制の協力</li> </ul>
指定 地方 行政 機関	中国四国厚生局	医療課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国立病院、療養所の医療等の指示及び調整</li> <li>2 医療救護班の編制及び派遣の指示</li> </ul>
	中国四国農政局	企画調整室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力</li> <li>2 原子力災害時における食料等の支援</li> <li>3 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための連絡調整等</li> </ul>
	中国経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 電気、ガスに係る災害情報の収集、伝達</li> <li>2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導</li> <li>3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導</li> <li>4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置</li> </ul>
	中国地方整備局	企画部防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置</li> </ul>
	中国運輸局	鳥取運輸支局 本庁舎、境庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車運送業者に対する運送命令</li> <li>2 船舶運航業者に対する運航命令</li> </ul>
	第八管区海上保安本部	救難課 境海上保安部 美保航空基地	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制</li> <li>2 海上モニタリングの支援</li> <li>3 海上における緊急輸送</li> </ul>
	大阪管区气象台	鳥取地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況等の把握、解析</li> <li>2 県EMCの支援</li> </ul>
陸上自衛隊中部方面 総監部	防衛部防衛課 第8普通科連隊 (米子)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 緊急輸送及び救護活動の支援</li> </ul>	
海上自衛隊舞鶴地方 総監部	防衛部第三幕僚室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 緊急輸送及び救護活動の支援</li> </ul>	
航空自衛隊第3輸送 航空隊	防衛部運用班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 緊急輸送の支援</li> </ul>	

自衛隊鳥取地方協力本部		1 自衛隊との連絡調整	
指定公共機関	西日本高速道路(株)	中国支社	1 高速道路に関し必要な措置 2 災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	日本通運(株)		1 災害時における貨物自動車による救助物資の緊急輸送
	福山通運(株)		
	佐川急便(株)		
	ヤマト運輸(株)		
	日ノ丸西濃運輸(株)		
	西日本旅客鉄道(株)	米子支社	1 鉄道及び陸路による緊急輸送
	西日本電信電話(株)鳥取支店	設備部 災害対策室	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国支社鳥取支店		
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)		
	KDDI(株)	中国総支社	
ソフトバンクテレコム(株)			
ソフトバンクモバイル(株)			
日本赤十字社	鳥取県支部事業推進課	1 災害時における医療救護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 義援物資の配布	
(独)国立病院機構本部中国四国ブロック事務所		1 (独)国立病院機構病院の救護班の派遣による医療救護の実施	
日本放送協会(NHK)	鳥取放送局放送部	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動	

中国電力(株)	島根原子力本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力発電所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防</li> <li>2 防災上必要な社内教育・訓練</li> <li>3 環境放射線等の把握（モニタリング）</li> <li>4 防災活動体制の整備</li> <li>5 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備</li> <li>6 異常時における連絡通報体制の整備</li> <li>7 原子力災害等に係る情報提供</li> <li>8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧</li> <li>9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</li> <li>10 県、米子市、境港市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</li> <li>11 スクリーニング、除染の支援</li> </ol>
(独)日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防</li> <li>2 防災上必要な社内教育・訓練</li> <li>3 環境放射線等の把握（モニタリング）</li> <li>4 防災活動体制の整備</li> <li>5 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備</li> <li>6 異常時における連絡通報体制の整備</li> <li>7 原子力災害等に係る情報提供</li> <li>8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧</li> <li>9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</li> <li>10 県、三朝町の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</li> <li>11 スクリーニング、除染の支援</li> </ol>
	原子力緊急時支援・研修センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専門家の派遣</li> <li>2 放射線測定機材の提供</li> <li>3 災害時応急対策の技術的支援</li> </ol>
(独)放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療研究センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急被ばく医療</li> </ol>

指定 地方 公共 機関	鳥取県医師会	事務局	1 災害時における医療救護の実施 2 医療救護対策本部の支援
	鳥取県歯科医師会 鳥取県助産師会 鳥取県薬剤師会 鳥取県看護協会	事務局	1 災害時における医療救護の実施
	鳥取県社会福祉協議会	事務局	1 災害ボランティアに関すること 2 要配慮者避難支援センターの設置、運営に関すること
	鳥取県バス協会 日ノ丸自動車株式会社 日本交通株式会社		1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本海テレビジョン放送(株)	本社	1 放送協定に基づく災害対策等の広報活動 2 放送協定に基づく避難情報の放送
	(株)山陰放送	本社	
	山陰中央テレビジョン放送(株)	鳥取支社 米子支社	
	(株)エフエム山陰	鳥取支社 米子支社	
	その 他 公 的 団 体 及 び 管 理 者	鳥取県ケーブルテレビ協議会	
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等			1 汚染農林水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給 2 有線放送施設等の利用による公共団体の行う災害対策への協力
商工会議所 商工会 等			1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あつせん
鳥取県ハイヤータクシー協会			1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
鳥取県社会福祉施設経営者協議会 鳥取県老人福祉施設協議会			1 要配慮者の輸送、避難受入についての協力 2 避難所における専門職員の応援派遣

	鳥取県老人保健施設協会 鳥取県児童福祉入所施設協議会	
	鳥取県放射線技師会	1 スクリーニングの実施に対する協力
	鳥取県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会鳥取県本部 全国賃貸住宅経営協会	1 災害時における民間賃貸住宅の媒介
	境港管理組合	1 境港に関し必要な措置
	学校法人 公の施設の指定管理者	1 被災者の一時収容等応急措置についての協力

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
原子力規制事務所 (島根・上齋原)	原子力保安検査官	1 原子力発電所又は原子力施設の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について巡視検討等 2 施設敷地緊急事態発生後、施設の状況確認
	原子力防災専門官	1 県、米子市、境港市、三朝町への防災計画等に対する指導、助言等 2 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等 3 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターの立ち上げ等
福井地方放射線モニタリング対策官事務所	放射線モニタリング対策官	1 緊急時モニタリング計画の作成への協力 2 緊急時モニタリングの実施及び対応等

※上記表にない中国管区警察局、中国四国防衛局、中国財務局、近畿中国森林管理局、中国四国産業保安監督部、大阪航空局、中国総合通信局、日本郵便株式会社、日本銀行、日本貨物鉄道株式会社、社団法人鳥取県トラック協会、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、株式会社新日本海新聞社、株式会社山陰中央新報社、社団法人鳥取県エルピーガス協会、全国農業協同組合連合会鳥取県本部、若桜鉄道株式会社、智頭急行株式会社については、鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第1部第1章に定める「関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を参照。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災委員の現況等の届出の受理

- (1) 県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき、関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (2) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災委員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (5) 県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、原子力事業者から事前にその計画の報告を受けるものとする。県はその報告を受けるに当たって、まず計画概要の報告を受け、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、米子市、境港市及び原子力事業者と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、原子力事業者から適切に報告を受けるものとする。
  - ① 島根原子力発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
  - ② 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更（「重要な変更」とは、炉規制法第43条の3

の八第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）

③ 原子炉の解体

### 第3節 報告の徴収と立入検査等

(1) 報告の徴収

県は、必要に応じ、原災法第31条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収を行うことにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

(2) 立入検査の実施

- ① 県は、原災法第8条4項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況等及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めるときは、国及び島根県又は岡山県へ事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員（地方公務員法第3条第3項第3号の特別職（鳥取県原子力防災専門家会議委員など）を含む。）に立入検査（以下「立入検査」という。）を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- ② 県は、立入検査を行う場合は、次に掲げる関係市町村に対し、事前に通報するものとする。
  - ア 島根原子力発電所に関する場合は、米子市、境港市とする。
  - イ 人形峠環境技術センターに関する場合は、三朝町とする。
- ③ 県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、原子力事業者に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。なお、県は、県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ④ 米子市及び境港市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）として同行させることができるものとする。
- ⑤ 立入検査を実施する県の職員は、知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第6条）を携帯するものとする。

### (3) 現地確認の実施

- ① 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、米子市、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ② 県は、現地確認の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して対応を求めるものとする。

## 第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

- (1) 県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「国EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、福井地方放射線モニタリング対策官事務所の地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 県は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係周辺市町、所在県、松江市・鏡野町（以下「所在市町」という。）、出雲市・安来市・雲南市（以下「所在周辺市」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 県と関係機関等相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点及びオフサイトセンターとの間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するのか等、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

#### (2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力し、必要に応じて、ヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

#### (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について、必要に応じて情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等体制の整備を図るものとする。

#### (4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

#### (5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

#### (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、県災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

## 2. 情報の分析整理

#### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

#### (3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

<整備を行うべき資料>

##### ① 原子力施設（事業所）に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子力事業所の施設の配置図

##### ② 社会環境に関する資料

ア 種々の尺度の周辺地図

- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等（以下「要配慮者」という。）の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深、地震等発生時における道路の被災予測に関する資料等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
  - ア 周辺地域の気象資料（周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
  - イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の測定候補地点図、及び環境試料の採取候補地点図
  - ウ 線量推定計算に関する資料
  - エ 平常時環境放射線モニタリング資料
  - オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
  - カ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
  - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
  - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
  - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
  - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
  - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
  - ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
  - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

### 3. 通信手段の確保

県は、国及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置についても事前調整するものとする。

#### (1) 専用回線網の整備

##### ① 県と国、関係周辺市町及び原子力施設との間の専用回線網の整備

県は国と連携し、緊急時における県と国及び県と関係周辺市町、原子力施設との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

##### ② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

##### ③ 県災害対策本部と県現地災害対策本部との間の専用回線網の整備

県は、県災害対策本部と県現地災害対策本部との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

#### (2) 通信手段・経路の多様化等

##### ① 防災行政無線の確保・活用

県は、国、関係周辺市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

##### ② テレビ会議システムの整備

県は、関係周辺市町との連絡を確保するため、テレビ会議システムの整備を図るものとする。

##### ③ 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

##### ④ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

##### ⑤ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像

情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑥ 災害時優先電話等の活用

県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑦ 通信輻輳の防止

県は、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑧ 非常用電源等の確保

県は、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑨ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

### 1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

#### (1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、あるいは発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

#### (2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、警戒事態の通報を受けた場合、直ちに国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける県ブースの立ち上げ準備を

迅速に行えるよう、国の原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

### (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

## 2. 災害対策本部体制等の整備

県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合に、知事を本部長とする県災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、県災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、県現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

## 3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部と県、関係周辺市町、所在県及び所在周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が、必要に応じて出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

#### 4. 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、関係周辺市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

#### 5. 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺市町、その他県内市町村、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

#### 6. 警察災害派遣隊

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。

#### 7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県外の近隣市町村、消防本部（局）及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化の推進に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

#### 8. 自衛隊との連携体制

県は、国が原子力緊急事態宣言発出する前における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

#### 9. 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

## 10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難住民のスクリーニング（「居住者、車両、ペット、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

・表2-1 「鳥取県が締結する災害時応援協定」

表2-1 鳥取県が締結する災害時応援協定

	名称	相手先	締結年月日
1	中国5県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成7年7月13日
2	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成7年12月5日
3	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日
4	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成8年7月18日
6	災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定	徳島県	平成16年3月17日
7	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日

## 11. オフサイトセンター

- (1) 県は、所在県の協力のもと、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (2) 県は、国及び所在県と相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。

- (3) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (4) 県は、所在県と連携して、オフサイトセンターで継続的に活動できなくなった場合、オフサイトセンターの代替施設への移転、立上げ体制を確保するとともに、必要な活動用資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

## 12. モニタリング体制等

### (1) 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、国EMCが設置される。国EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係都道府県（PAZを含む都道府県及びUPZを含む都道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う国EMCの体制の整備に協力する。

### (2) 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、植物等の環境試料）を適切に実施する

### (3) その他体制の整備

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。具体的には以下のとおり。

### (4) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

### (5) モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

・表2-2「環境放射線モニタリング設備、機器類の配備（計画）状況」

表2-2 環境放射線モニタリング設備、機器類の配備（計画）状況  
 （平成26年3月） （注）※（ ）内の数字は今後の配備予定

区分	防護資機材名	数量	摘要
島根原子力発電所用として配備	ポケット線量計（ $\gamma$ 線用）	54	衛生環境研究所、西部総合事務所
	不織布製防護服	2,100	衛生環境研究所、西部総合事務所
	防護マスク（全面・テクノル）	54	衛生環境研究所、西部総合事務所
	防護マスク用フィルター（全面・テイセン）	1,512	衛生環境研究所、西部総合事務所
	帽子	2,100	衛生環境研究所、西部総合事務所
	チオックス手袋	2,100	衛生環境研究所、西部総合事務所
	綿製手袋	2,100	衛生環境研究所、西部総合事務所
	靴下	2,100	衛生環境研究所、西部総合事務所
	長靴	54	衛生環境研究所、西部総合事務所
	長靴カバー	230	衛生環境研究所、西部総合事務所
	アノラック型防護服	1,050	衛生環境研究所、西部総合事務所
	GM管式サーベイメータ（ $\beta$ 線用）	18	衛生環境研究所、西部総合事務所
	NaIシンチレーションサーベイメータ（ $\gamma$ 低線量用）	19	衛生環境研究所、西部総合事務所
	ZnSシンチレーションサーベイメータ（ $\alpha$ 線用）	4	衛生環境研究所、西部総合事務所
	電離箱式サーベイメータ	8	西部総合事務所
	中性子サーベイメータ	(2)	西部総合事務所
	ヨウ素エアサンプラー	8	西部総合事務所
	可搬型風向風速計	8	西部総合事務所
	可搬型モニタリングポスト	22	西部総合事務所
	モニタリングポスト	2	米子、境港
SPEEDI 操作端末	1	衛生環境研究所	
人形峠用として配備	ポケット線量計（ $\gamma$ 線用）	40	中部総合事務所
	ポケット線量計（中性子線用）	5	中部総合事務所
	不織布製防護服	40	中部総合事務所
	防護マスク（全面・テクノル）	40	中部総合事務所
	防護マスク用フィルター（全面・テイセン）	80	中部総合事務所
	チオックス手袋	480	中部総合事務所
	靴下	200	中部総合事務所
	長靴	40	中部総合事務所
	オーバーシューズ	40	中部総合事務所
	アノラック型防護服	40	中部総合事務所
	GM管式サーベイメータ（ $\beta$ 線用）	2	中部総合事務所

Nal シンチレーションサーベイメータ (γ 低線量用)	2	中部総合事務所
ZnS シンチレーションサーベイメータ (α 線用)	2	中部総合事務所
中性子サーベイメータ	2	中部総合事務所
モニタリング車	2	中部総合事務所、西部総合事務所
サーベイ車	2	中部総合事務所、西部総合事務所
ホールボディカウンター	1	中部総合事務所
モニタリングポスト	1	三朝町
SPEEDI 中継器	1	鳥取県庁
SPEEDI 操作端末	1	鳥取県庁

【参考】水準調査によるモニタリングポスト：6基

(湯梨浜町、鳥取市、大山町、日野町、琴浦町、南部町)

(6) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

(7) 県EMCの体制及び役割

県EMCの実施体制と役割は次のとおりとする。

・表2-3「県EMCの体制と役割」

表2-3 県EMCの体制と役割

班名等	業務内容	備考
モニタリングセンター長	県EMCを統括し、モニタリング活動を指揮する。	衛生環境研究所長
現地派遣専門家チーム	県EMCのセンター長に対し、必要な技術的事項について指示、指導又は助言を行う。	衛生環境研究所長が定める要員
企画・評価チーム	国EMC設置までは、県緊急時モニタリング計画に基づき、初動活動の検討、各チームへの指示、結果の解析及び評価を行う。国EMC設置後は、国EMCの指揮に基づき、各チームへの指示、国EMCへの報告を行う。	
情報収集チーム	異常事態発生事業所の放出源情報、気象情報、各モニタリングチームの測定情報及び緊急時計算システム等の情報の収集、記録、周知を行う。また、県災害対策本部、関係県EMC等との連絡調整を行う。	

試料計測チーム		採取試料を直接又は化学処理等して放射線測定を行い、試料中の放射能を同定・定量する。
連続モニタ監視チーム		モニタリングポスト等による空間放射線量率等の観測値を監視する。
現 地 モ ニ タ リ ン グ	空間放射線モニタリングチーム	緊急時モニタリング領域の線量率サーベイ、可搬型モニタリングポストの設置及び積算線量計の配置・回収を行い、指定領域の空間放射線量率や積算線量を測定する。
	空気モニタリングチーム	緊急時モニタリング領域での大気中放射性ヨウ素等のサンプリングとその放射性物質濃度を求める。
	環境試料モニタリングチーム	緊急時モニタリング領域での土壌、飲料水、農畜産物のサーベイとサンプリングを行う。

(8) 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

(9) 緊急時予測に係る大気中放射性物質拡散計算システムの整備

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散に係る機器の整備を図るものとする。

また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中の拡散特性を平常時から整理し、緊急時の予測に活用する。

13. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移手段の確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備するものとする。

14. 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力防災専門家会議の委員に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

#### 15. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

#### 16. 複合災害に備えた体制の整備

県は、国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

#### 17. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

## 第8節 避難収容活動体制の整備

### 1. 避難計画の策定

県は、関係周辺市町村に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

### 2. 避難所等の整備等

#### (1) 避難所等の整備

県は市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。

また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、県及び市町村は、避難所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

#### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

県は、関係周辺市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

#### (3) コンクリート屋内退避施設の整備

県は、関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。

また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。

#### (4) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備

県は、全面緊急事態において、避難が容易でない想定される等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。

#### (5) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

#### (6) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

#### (7) 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(8) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(9) 避難所における設備等の整備

県及び市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

県は、市町村と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を進めるとともに、避難所として指定された学校等における備蓄のためのスペース、通信設備の整備等について助言するものとする。

3. 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備

(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

① 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。

② 関係周辺市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に立地する病院等医療機関の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に立地する入所型の介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者の安全に配慮した避難誘導體制の整備を図るものとする。

また、県は、災害時に派遣可能な社会福祉施設の職員数を把握することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### 4. 保育所や学校等における避難計画の整備

原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、保育所や学校等、生徒等が通う施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

#### 5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

#### 6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係周辺市町が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市町に対し助言するものとする。

#### 7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

#### 8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町村が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

#### 9. 避難場所等・避難方法等の周知

県は、関係周辺市町に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

## 第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

### 1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### 2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

### 1. 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、広島大学（三次被ばく医療機関）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

### 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送手段、輸送拠点（物資等の仮集積場）等について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は、国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

- (5) 県及び県警察は、国及び関係周辺市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板等の整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る等の所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じて、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (7) 県は、国と連携し、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- また、県は運送事業者の運転手等の被ばく線量の管理や放射線及び放射線防護についての知識の取得のための研修等の機会を提供する。
- (8) 県は、国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (9) 県は、国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図るものとする。

## 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

### 1. 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係周辺市町を管轄する消防局と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係周辺市町を管轄する消防局に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

### 2. 救助・救急機能の強化

県は、国、原子力事業者、関係周辺市町を管轄する消防局と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3. 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

- (1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の手順や配備や、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくものとする。
- (2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣チーム受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害において、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (5) 県は、国と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院及びそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。
- (6) 県は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

### 4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係周辺市町、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

- (1) 県は、関係周辺市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続きを定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 県は、関係周辺市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- (3) 県は、安定ヨウ素剤の備蓄を行う学校、病院・有床診療所、社会福祉施設に対して、安定ヨウ素剤の取扱いに関する留意点等を説明するものとする。

- (4) 県は、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した際の対応を依頼するとともにヨウ素過敏症の症状等の情報を提供するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

#### 5. 消火活動体制の整備

県は、平常時から関係周辺市町、関係周辺市町を管轄する消防局及び原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。

#### 6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

#### 7. 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、国、関係周辺市町と連携のうえ、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。
- (3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食糧等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、関係周辺市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

## 8. 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は、国、県警察本部、市町村、消防局等と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。

## 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国、関係周辺市町と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 県は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティーFM放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第13節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るとともに、市町村等に対して助言を行うものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、市町村等に対して助言を行うものとする。

## 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。
  - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
  - ② 原子力事業所の概要に関すること
  - ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
  - ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
  - ⑤ 緊急時に県や国等が講じる防災対策の内容に関すること
  - ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
  - ⑦ 要配慮者への支援に関すること
  - ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること
  - ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町村の指定をした避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町村が周知することについて、協力するものとする。
- (5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 県は、県の災害発生時の災害対策等や優先度の高い通常業務の実施に当たり密接に関係する機関に対して、代替拠点の整備等を含めた事業継続計画の策定を促すものとする。
- (7) 県は、UPZ内の企業について、原子力災害にも考慮した事業継続計画の策定を支援するものとする。

## 第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器並びに環境放射線モニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

## 第16節 防災訓練等の実施

### 1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 人命救助活動訓練

- (2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

## 2. 訓練の実施

### (1) 機能別訓練等の実施

県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

### (2) 総合的な防災訓練の実施

県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じて住民の協力を得て、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

### (3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

## 3. 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じて、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じて、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第17節 原子力施設上空の飛行規制

原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和44年7月5日付け空港第263号、運輸省航空局長から地

方航空局長あて)により、次のとおりとなっており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き(最低安全高度以下での高度での飛行)の許可は行わないこと。

## 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されていないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関は、こうした輸送の特殊性等を踏まえた対応について、備えておくものとする。

また、県は、安全協定第7条に基づく連絡(輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定した時を含む。)があった場合は、輸送の経路を管轄する市町村と連絡体制を確認するものとする。なお、原子力規制委員会が規制する核物質防護上の機微情報は公表しないものとする。

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

##### (1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。
- ② 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### (2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- ② 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### ③ 立入検査の実施

県は、次の場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

ア 島根原子力発電所から当該通報等があった場合

イ 人形峠環境技術センターから当該通報があった場合

#### ④ 現地確認の実施

県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

#### ⑤ 連絡系統図

- ・ 図3-1 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」
- ・ 図3-2 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

#### (3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文章をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。
- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、県、関係周辺市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。
- ③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。
  - ・ 所在市町と同様の情報を市町村に連絡すること
  - ・ 市町村に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載すること
- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。
- ⑤ 立入検査の実施

県は、次の場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

  - ア 島根原子力発電所から①に該当する通報があった場合
  - イ 人形峠環境技術センターから①に該当する通報があった場合

#### ⑥ 現地確認の実施

県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

#### ⑦ 連絡系統図

- ・ 図 3-3 「施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）」
- ・ 図 3-4 「施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

#### (4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに島根原子力規制事務所又は上齊原原子力規制事務所の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者を確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

#### ③ 立入検査の実施

県は、次の場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

ア 島根原子力発電所に関し①に該当する事象が発生した場合

イ 人形峠環境技術センターに関し①に該当する事象が発生した場合

#### ④ 現地確認の実施

県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

#### ⑤ 連絡系統図

- ・ 図 3-5 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）」
- ・ 図 3-6 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され、連絡があった場合  
島根県は、島根県のモニタリングポストで異常値が検出されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然災害でない判断される場合には、県に連絡するものとされている。県は、米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。

- (6) その他、安全協定に基づき島根原子力発電所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合  
県は、必要と認めたときは、立入検査又は現地確認を行うものとする。

図3-1 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）

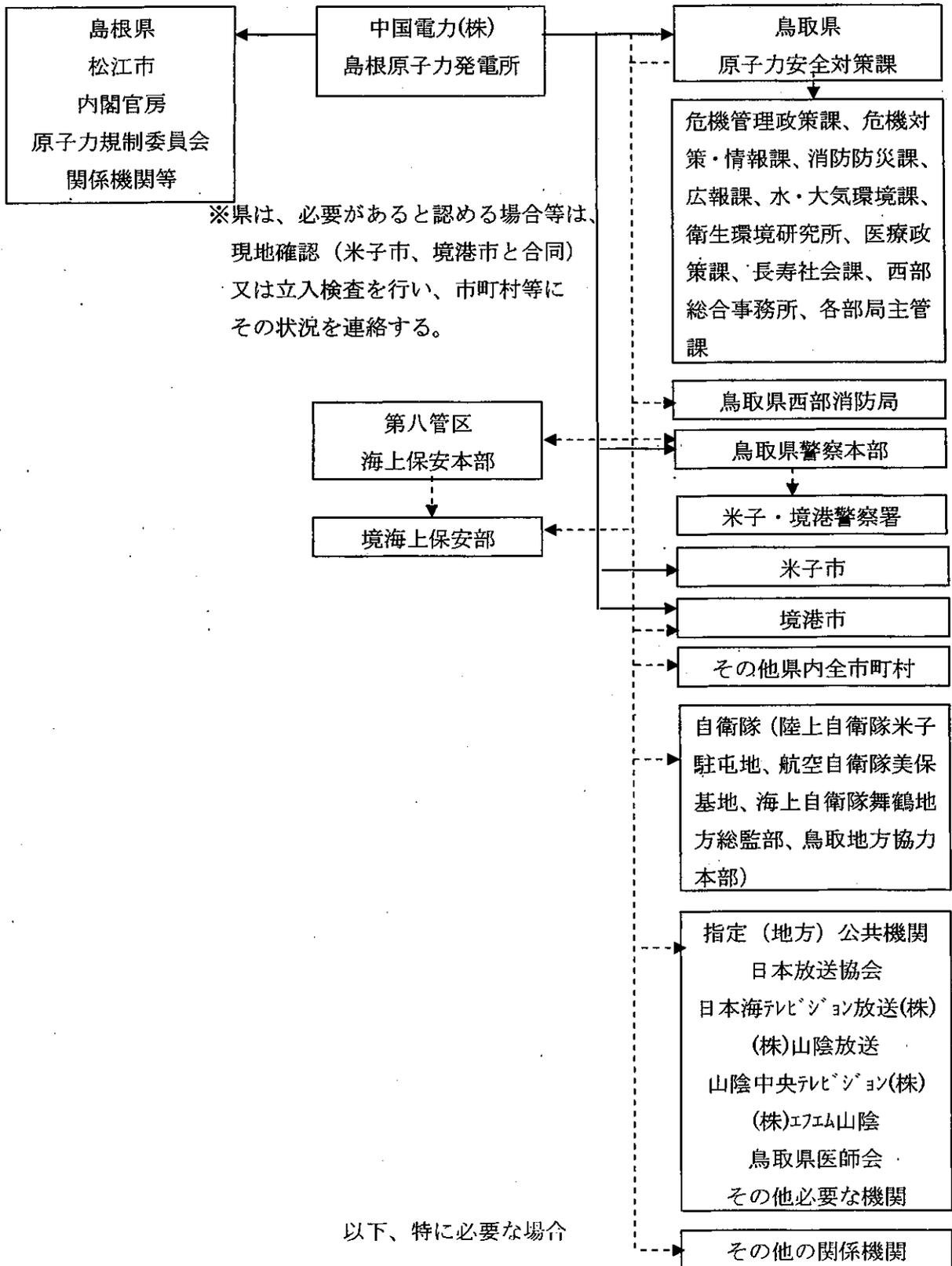


図3-2 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）

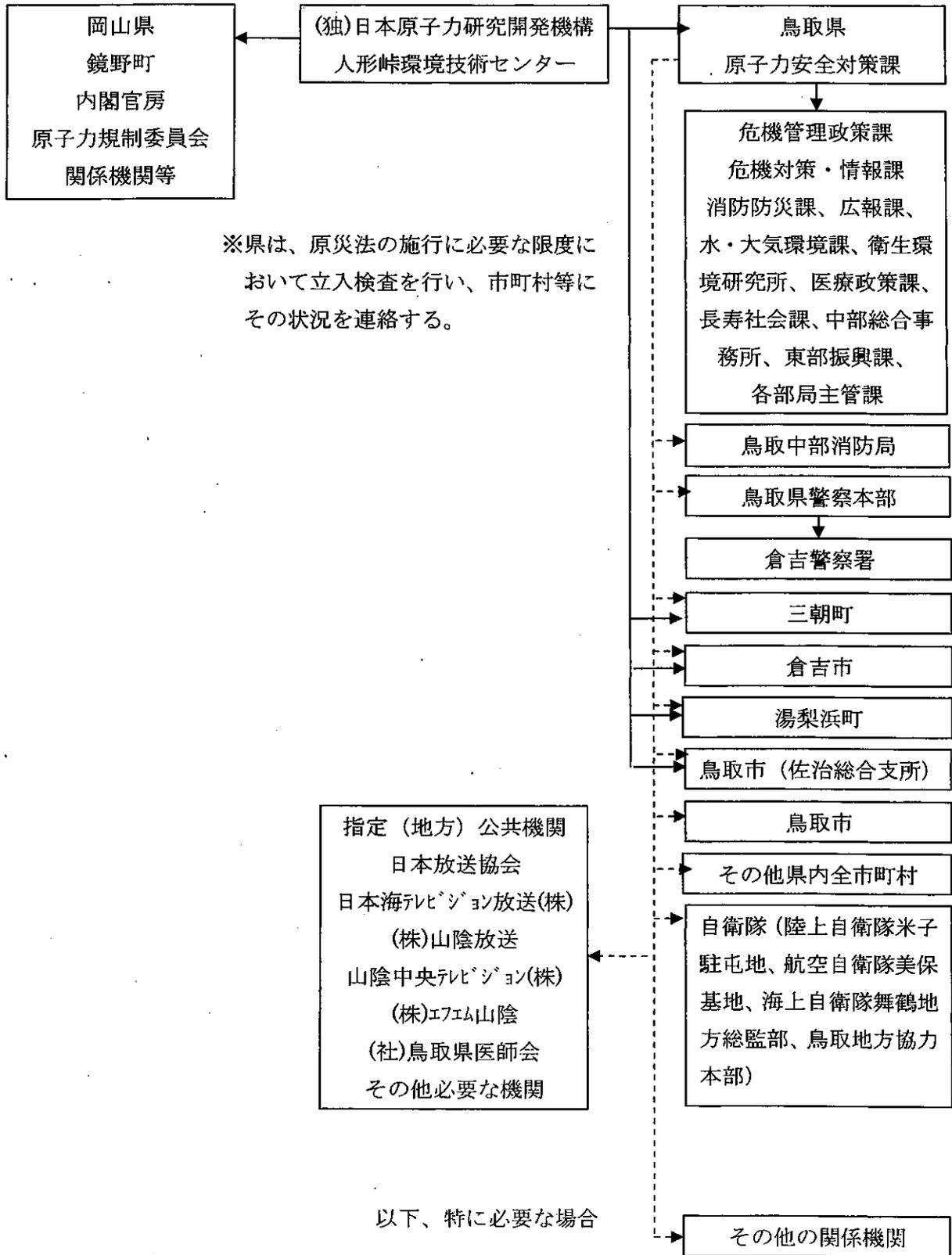


図3-3 施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）

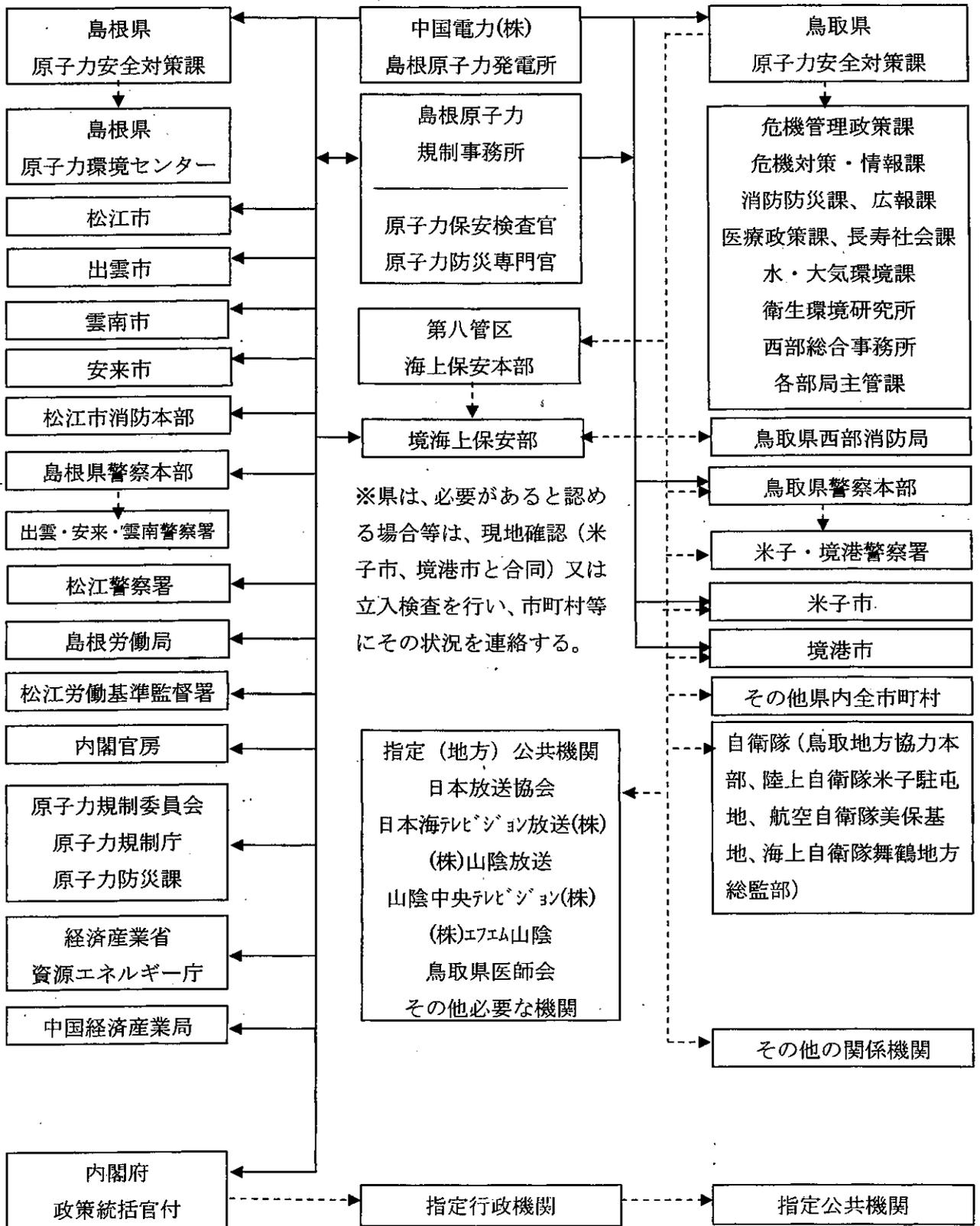


図3-4 施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形峠環境技術センター）

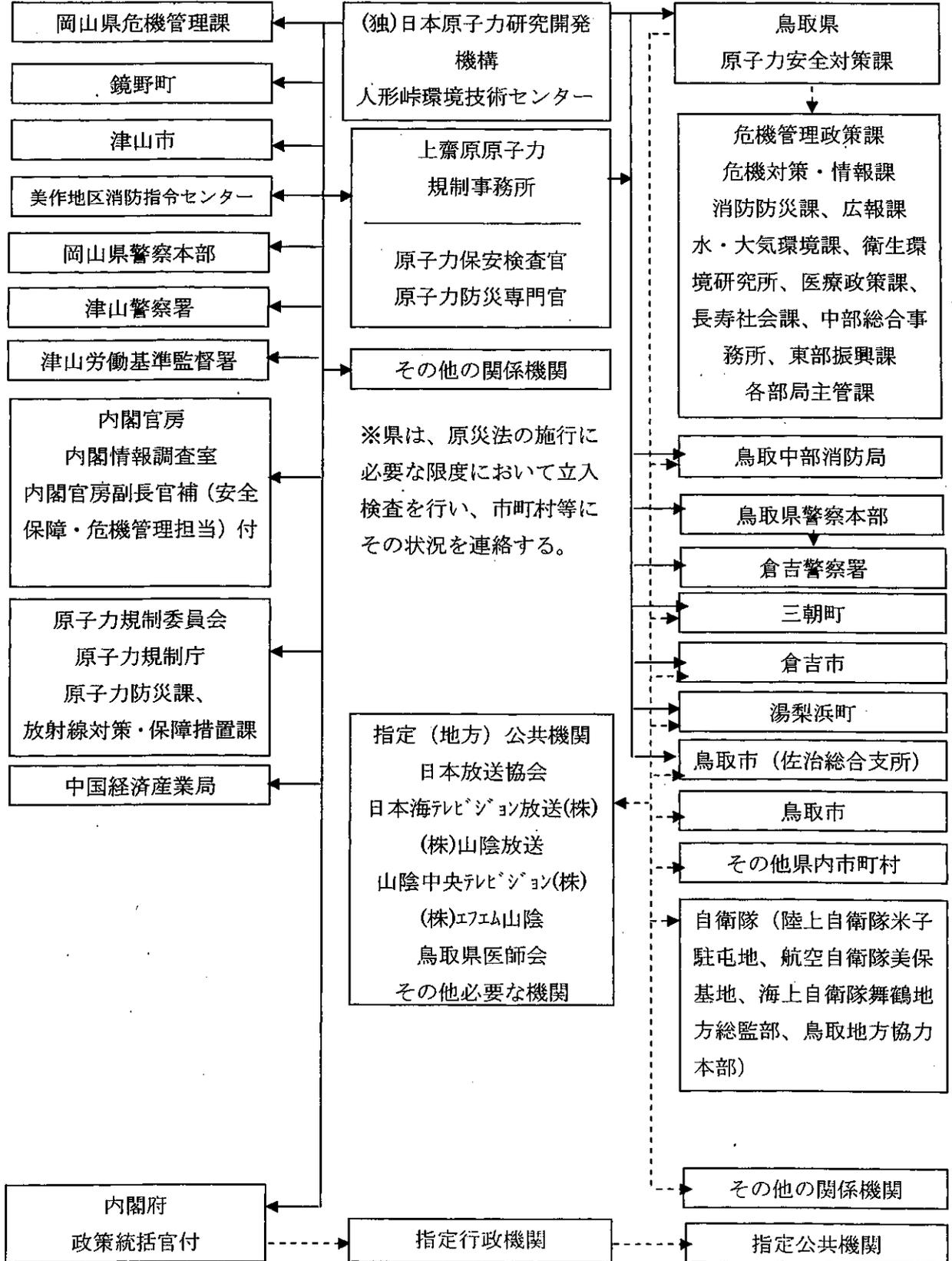


図3-5 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）

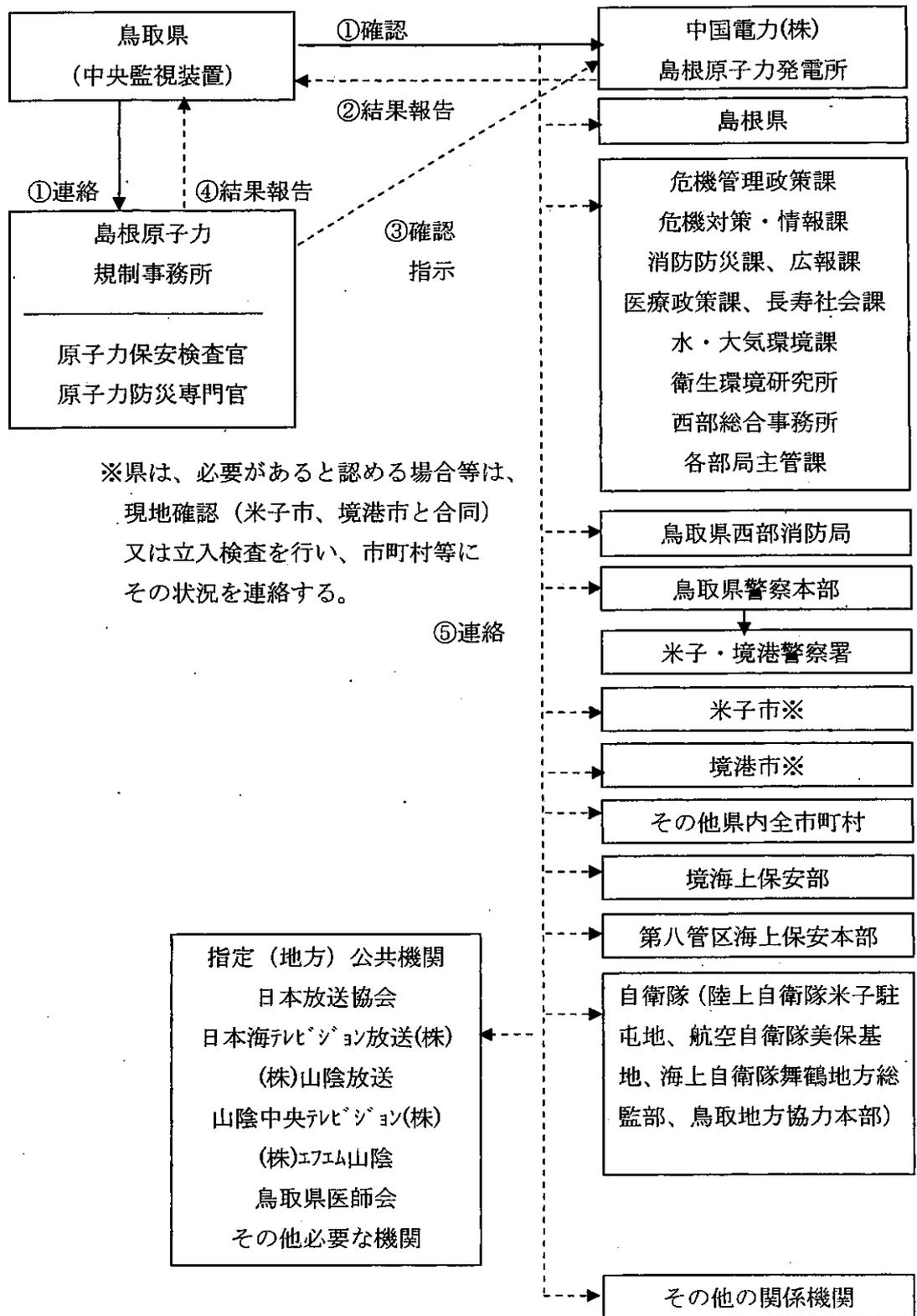
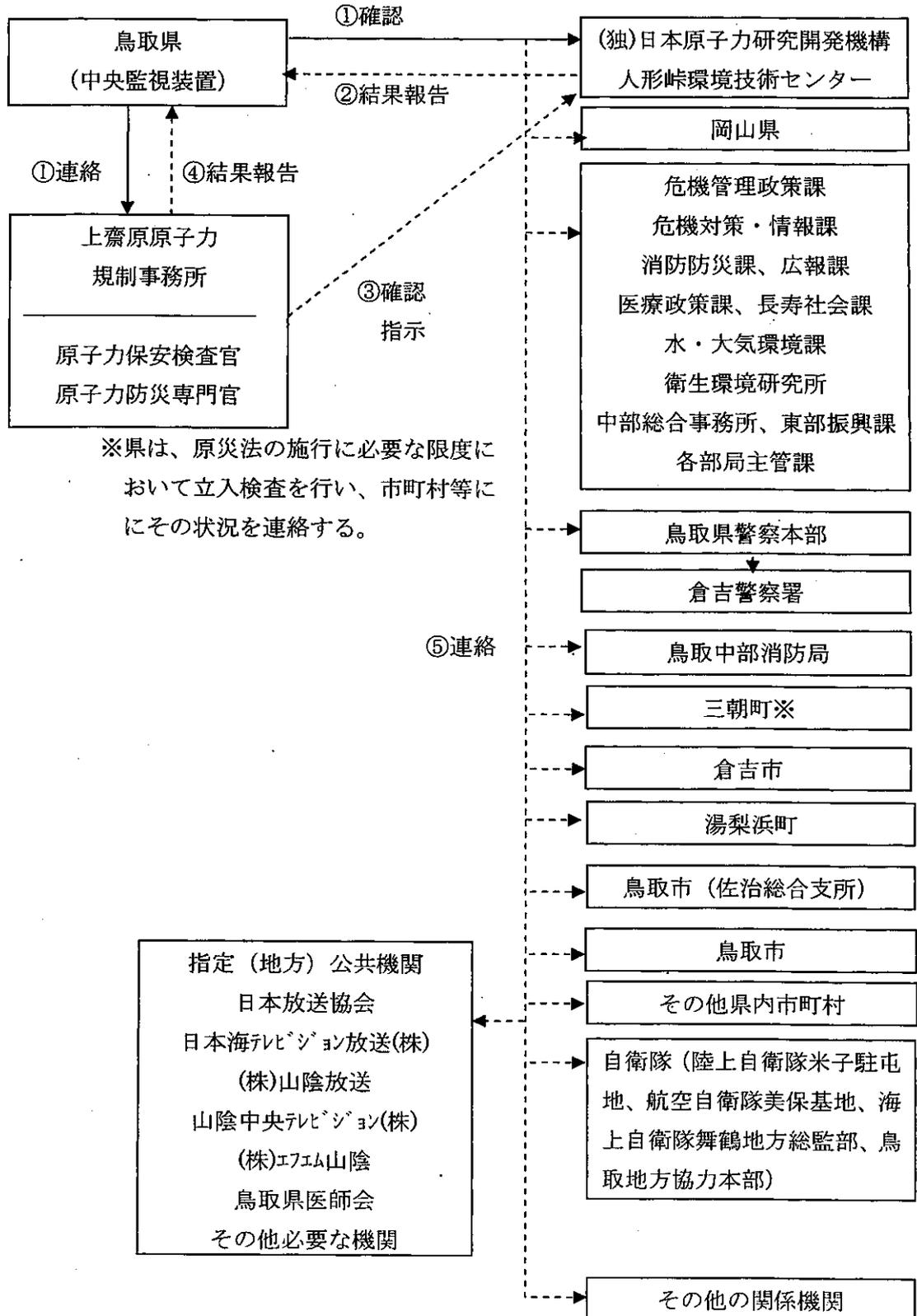


図3-6 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



## 2. 応急対策活動情報の連絡

### (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。
- ② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を国に対して随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 県は、市町村及び指定地方公共機関に対して、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。
- ④ 県及び市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 県は、オフサイトセンターに職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。また、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

### (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。
- ② 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。  
県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ③ 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

④ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、所在県、所在市町、及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

⑤ 連絡系統図

ア 島根原子力発電所

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、米子市、境港市、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

・図 3-7 「全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）」

イ 人形峠環境技術センター

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、三朝町、その他県内市町村、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

・図 3-8 「全面緊急事態時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

図3-7 全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）

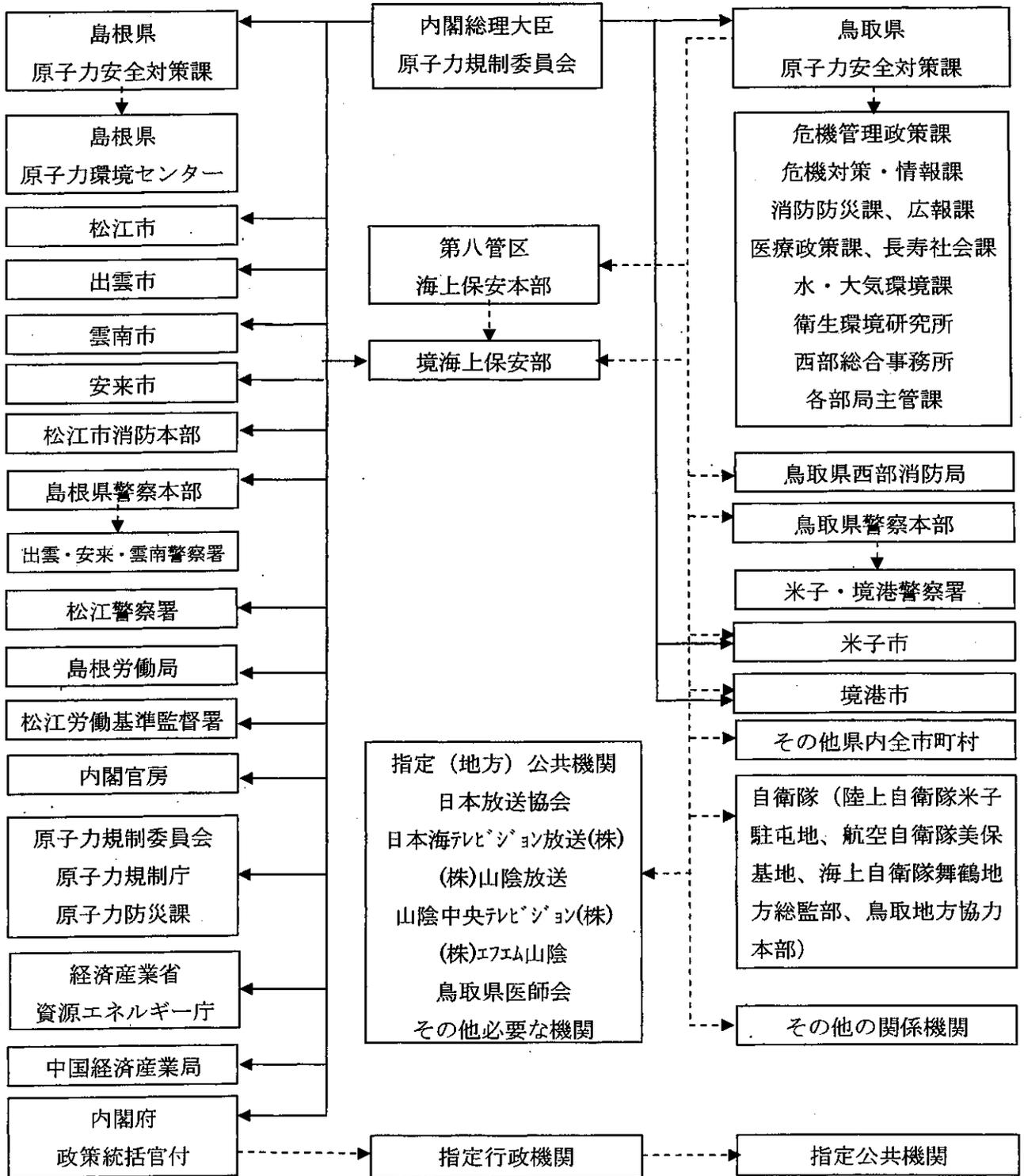
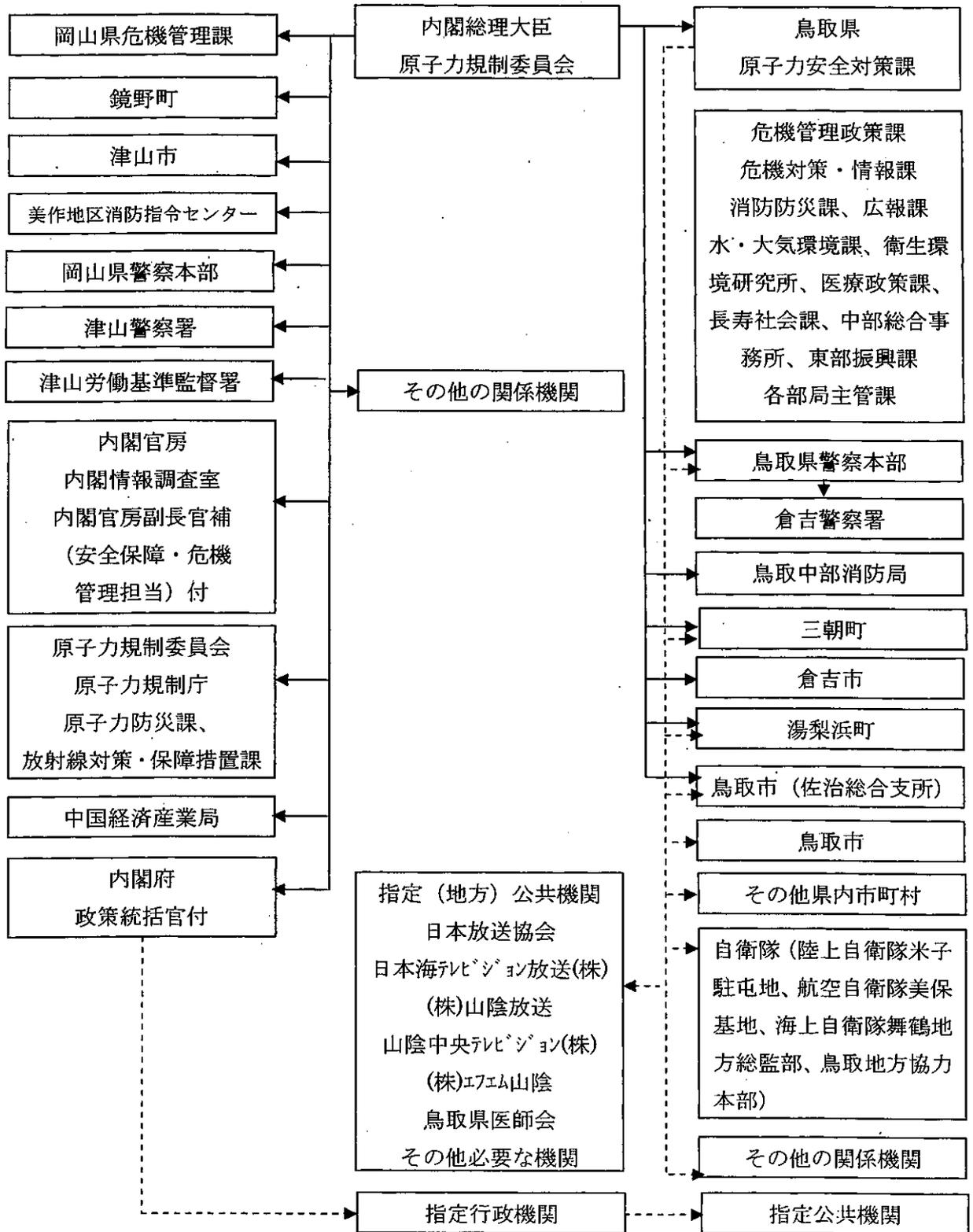


図3-8 全面緊急事態時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



### 3. 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

#### (1) 県EMCの設置及び緊急時モニタリング等の実施

##### ① 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

##### ② 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、警戒事態の発生を認知した場合、県EMCを設置する。県EMCは、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による国EMCの立上げ準備に協力する。

##### ③ 国EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、国EMCを立ち上げるものとされている。県は、国による国EMCの立上げに協力する。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報や大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

##### ④ 緊急時モニタリングの実施県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、国EMCの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

##### ⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。県EMCは、国EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力する。

#### ⑥ モニタリング結果の共有

国EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、国EMC内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリングの結果の評価等を国EMC及びオフサイトセンター放射線班と共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内市町村に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。

#### (2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

県は、国及び指定公共機関と連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

### 第3節 活動体制の確立

#### 1. 県の活動体制

##### (1) 原子力災害対策のための警戒態勢

###### ① 警戒態勢

県は、情報収集体制若しくは警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

###### ② 情報の収集

県は、警戒事態発生を認知した場合、県災害警戒本部を設置し、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

###### ③ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、警戒事態の発生を認知した場合、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。

###### ④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒態勢の解除等

警戒態勢の解除又は警戒態勢からの体制移行は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

イ 災害対策本部に移行したとき

(2) 県災害対策本部の設置等

① 県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする県災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として島根原子力発電所の場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部を西部総合事務所に設置し、統轄監及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとし、人形峠環境技術センターの場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。

② 県災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、

本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

(3) 県災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

県災害対策本部等の組織、構成、配備体制（参集方法）、所掌事務等は以下に示すとおりとする。なお、これらに定めのない事項については、鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）の定めによるほか、必要に応じて本部長が指示するものとする。

- ・図3-9「県災害警戒本部の組織」
- ・図3-10「島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制」
- ・図3-11「人形峠環境技術センターに係る県災害対策本部体制」
- ・表3-1「県災害対策本部の所掌事務」
- ・別紙1「原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）」
- ・別紙2「原子力災害時の災害体制の基準（人形峠環境技術センター）」

(4) 他の災害等による県災害対策本部等との連携

複合災害が発生し、県災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。県現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

(5) 部の設置

県災害対策本部を設置したときは、業務を統一かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。

- ア 県EMC（警戒態勢から引き続き設置）
- イ 医療救護対策本部
- ウ 要配慮者避難支援センター

図3-9 県災害警戒本部の組織

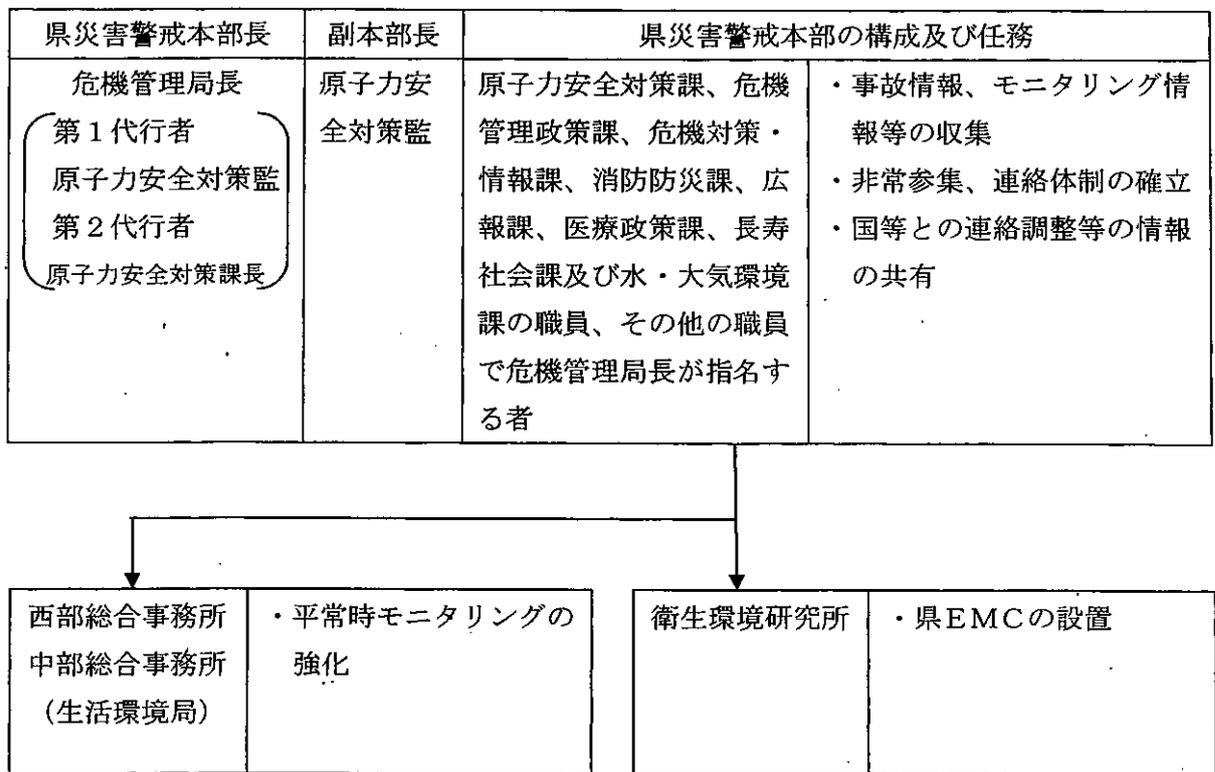
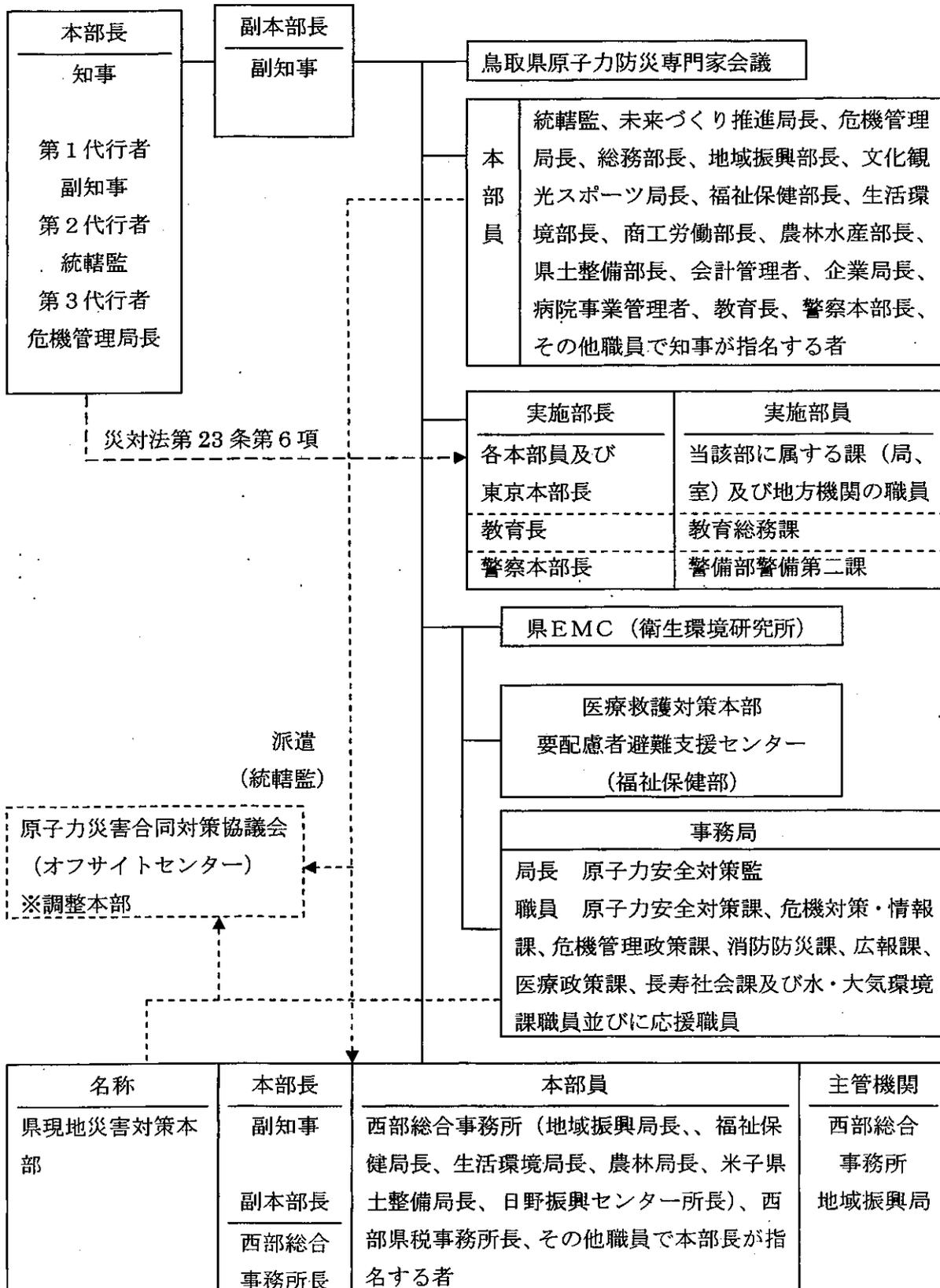
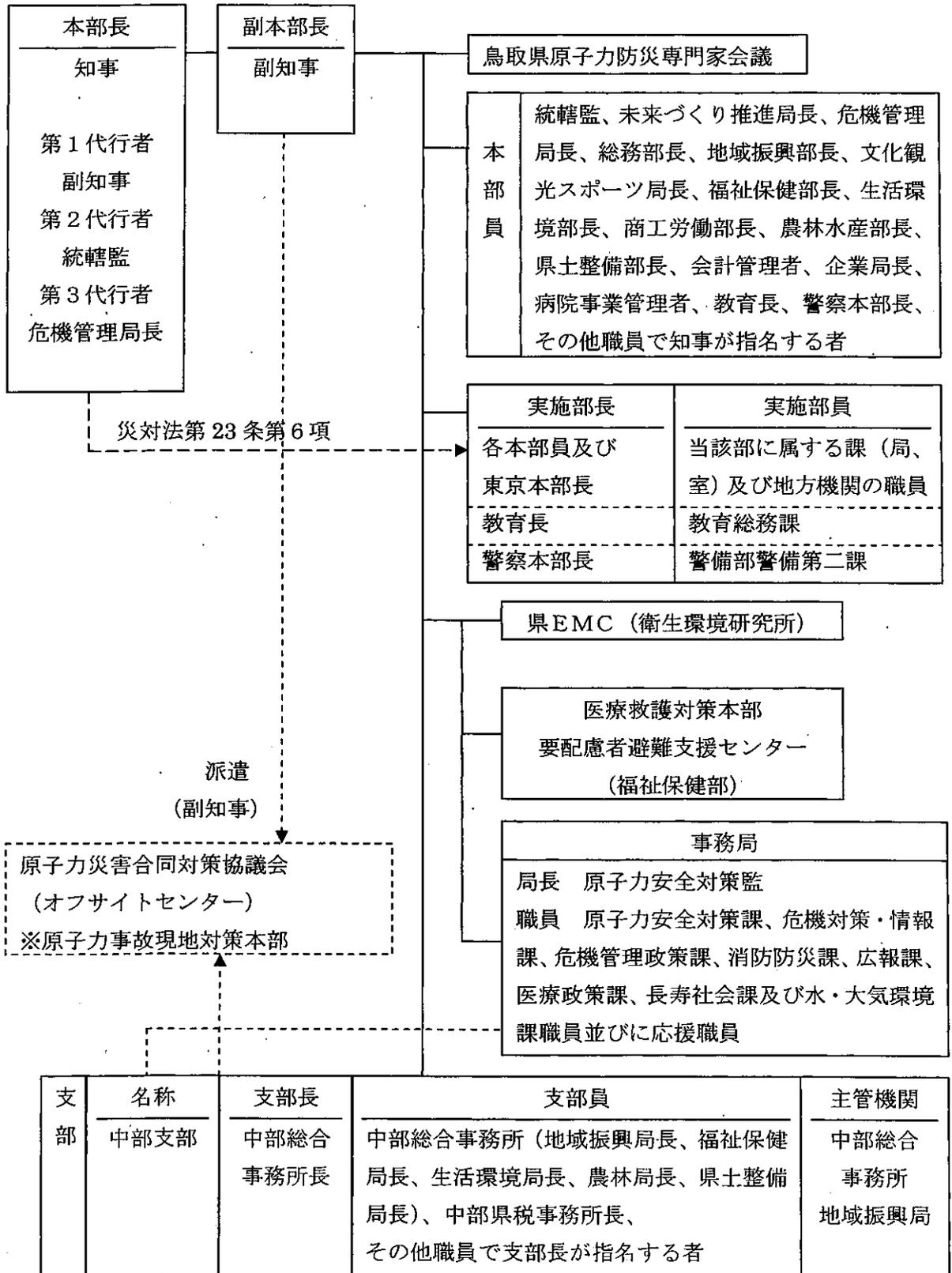


図3-10 島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制



※その他の総合事務所には支部を置く。

図3-1-1 人形峠環境技術センターに係る県災害対策本部体制



※その他総合事務所には支部を置く

表 3-1 県災害対策本部の所掌事務

実施部局長	主管課	課(班)長	事務分掌
未来づくり推進局長	企画課	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統轄監の連絡調整に関する事</li> <li>2 未来づくり推進局内の連絡調整に関する事</li> <li>3 関係省庁の視察に関する事</li> <li>4 県災害対策本部事務局の応援に関する事(渉外班)</li> </ol>
		広報課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策および避難等に係る広報に関する事</li> <li>2 陳情(市町村)に関する事</li> <li>3 報道機関との連絡調整、放送要請に関する事</li> <li>4 県災害対策本部事務局の応援に関する事(広報班)</li> </ol>
		県民課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民からの県政に係る一般広聴に関する事</li> <li>2 県災害対策本部事務局の応援に関する事(広報班)</li> </ol>
		鳥取力創造課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの受け入れに関する事</li> </ol>
総務部長	総務課	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長および副本部長の連絡調整に関する事</li> <li>2 災害見舞、視察者等の主要来県者の対応に関する事</li> <li>3 庁舎(県庁舎)の管理、運用、調査に関する事</li> <li>4 総務部内の連絡調整に関する事</li> </ol>
		財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係費の予算措置に関する事</li> <li>2 県議会に関する事</li> <li>3 陳情書(政府・国会)の作成に関する事</li> </ol>
		政策法務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 損害賠償に関する事</li> </ol>
		税務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災による県税の減免に関する事</li> <li>2 庁舎(東部庁舎)の管理、運用、調査に関する事</li> </ol>
		営繕課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県有財産、営造物の災害、応急復旧に関する事</li> </ol>

			こと
		情報政策課	1 災害時の情報システムによる県民向け情報提供支援に関すること 2 鳥取情報ハイウェイに関すること
		人事企画課長	1 職員の服務、給与に関すること 2 職員の動員、派遣要請、受け入れに関すること 3 災害時緊急支援チームの派遣に関すること 4 職員災害応援隊の派遣に関すること 5 職員の相互応援および職員派遣要請に関すること 6 職員の安否、補償に関すること
		業務効率推進課長	1 広域避難所の運営の統括に関すること 2 広域避難所の運営（県営分）に関すること 3 鳥取県庁業務継続計画の総括に関すること
		財源確保推進課長	1 公有財産の管理に関すること 2 派遣専門家等応援要員の宿舎に関すること
		福利厚生課長	1 職員のり災給付に関すること 2 職員の被ばく線量管理に関すること
		人権同和対策課長	1 人権擁護の確保に関すること
東京本部長		東京本部	1 国会及び関係各省庁等との連絡その他必要な対策に関すること
地域振興部長	地域振興課	地域振興課長	1 地域振興部内の連絡調整に関すること 2 り災市町村の行財政運営に対する助言および情報提供に関すること 3 安否情報（外国人を含む）の収集、問い合わせに関すること 4 市町村の通常業務等の継続支援の総括に関すること
		交通政策課長	1 災害時における公共交通機関の運行状況の把握に関すること 2 災害時における輸送力の確保に関すること
		教育・学術振興課長	1 私立学校の災害対策に関すること

		男女共同参画 推進課	1 男女共同参画に関する事
文化観光スポ ーツ局長	文化政策課	文化政策課長	1 文化観光局内の連絡調整に関する事
		交流推進課長	1 災害時における要配慮者（外国人に限る。） への情報提供、避難、救護に関する事
		観光戦略課長	1 災害時における観光客への情報提供に関する事 2 観光施設の災害対策に関する事 3 観光施設における風評被害対策に関する事
福祉保健部長	福祉保健課	福祉保健課長	1 災害救助法に関する事 2 義援金の受付に関する事 3 福祉保健部内の連絡調整に関する事 4 県災害対策本部事務局の応援に関する事 （救護班）
		障がい福祉課 長	1 障害者支援施設等の災害対策に関する事 2 り災者に対する身体障害者福祉法の適用に 関する事
		長寿社会課長	1 災害時における要配慮者（外国人を除く。） への情報提供、避難、救護に関する事 2 要配慮者避難支援センターに関する事 3 要配慮者の輸送手段確保の支援に関する事 と 4 老人福祉施設の災害対策、り災高齢者の援護 に関する事 5 災害ボランティア等の支援に係る総合調整 に関する事
		子育て応援課 長	1 保育所、私立幼稚園の災害対策に関する事
		青少年・家庭課 長	1 児童福祉施設（障がい児施設を除く）の災害 対策に関する事 2 り災母子世帯に対する母子福祉資金および り災寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の融資に 関する事 3 り災児童の援護、メンタルヘルスに関する事 と

		子ども発達支援課長	1 児童福祉施設（障がい児施設に限る）の災害対策に関する事
		健康政策課長	1 避難者のスクリーニング、除染に関する事 2 保健・栄養指導に関する事
		医療政策課長	1 医療救護対策本部に関する事 2 緊急被ばく医療活動に関する事 3 医療機関の災害対策に関する事
		医療指導課長	1 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備に関する事 2 医薬品および衛生材料の調達（流通）に関する事
生活環境部長	環境立県推進課	環境立県推進課長	1 電力事業者の被害状況の把握に関する事 2 生活環境部内の連絡調整に関する事
		水・大気環境課長	1 平常時モニタリングに関する事 2 環境の除染に関する事 3 給水に関する事 4 仮設トイレの確保に関する事
		衛生環境研究所長	1 環境放射線モニタリングに関する事 2 県EMCの設置、管理、運営に関する事
		循環型社会推進課長	1 災害廃棄物の処理に関する事
		くらしの安心推進課長	1 生活関連物資の調達・供給（携帯トイレ、飲料水（ボトルウォーター）を含む）に関する事 2 飲食物の摂取制限に関する事（農林水産物を除く） 3 食品衛生、食中毒防止対策に関する事 4 ペットに関する事 5 入浴施設（公衆浴場）のあっせんに関する事 6 県災害対策本部事務局の応援に関する事（物資班）
		住宅政策課長	1 応急仮設住宅の供給に関する事 2 公営住宅の調査に関する事 3 恒久住宅の提供に関する事

商工労働部長	商工政策課	商工政策課長	1 商工労働部内の連絡調整に関する事
		経済産業総室長	1 トラックその他物資輸送手段の確保、手配に関する事 2 り災中小企業に対する金融に関する事 3 商工会議所、商工会および中小企業団体中央会等の連絡に関する事 4 商業関係施設の災害対策に関する事
		雇用人材総室長	1 被災労働者の福祉対策および金融措置に関する事 2 り災者の雇用機会の確保に関する事
農林水産部長	農政課	農政課長	1 農林水産業団体との連絡調整に関する事 2 農林水産部内の連絡調整に関する事
		経営支援課長	1 農業災害補償に関する事 2 被害農家に対する融資に関する事
		生産振興課長	1 食糧の確保及びあっせんに関する事 2 農産物、養蚕の災害対策に関する事 3 種苗、生産資材等に関する事 4 農産物の採取、出荷の規制に関する事 5 農産物の風評被害対策に関する事
		畜産課長	1 畜産物の災害対策に関する事 2 畜産物の出荷の制限に関する事 3 飼料、動物用医薬品に関する事 4 家畜の移動等に関する事 5 畜産物の風評被害対策に関する事
		森林・林業振興局長	1 特用林産物の収穫及び出荷の制限に関する事
		水産課長	1 漁業無線に関する事 2 漁船に関する事 3 県有船舶の運用、調整に関する事 4 水産業に対する融資に関する事 5 水産物の災害対策に関する事 6 水産物の漁獲、出荷の制限に関する事 7 水産物の風評被害対策に関する事
県土整備部長	技術企画課	技術企画課長	1 建設用資機材の調達に関する事 2 公共土木施設用地の供与、土地等の使用に関

			<p>すること</p> <p>1 道路の通行の確保に関すること</p> <p>2 道路状況の把握に関すること</p> <p>1 空港、港湾、漁港施設の把握、確保に関する こと</p> <p>1 建設業者への連絡に関すること</p> <p>2 県土整備部内の連絡調整に関すること</p> <p>3 庁舎（八頭庁舎）の管理、運用、調査に関する こと</p>
会計管理者	会計指導課	会計指導課長	1 災害対策に係る費用の出納に関すること
		審査出納課長	
		集中業務課長	1 県有車両の運用、調整に関すること
		物品契約課長	1 災害対策に係る物品の購入契約に関する こと
企業局長	経営企画課	経営企画課長	1 企業局内の連絡調整に関すること
		工務課長	1 県営発電施設の把握及び運転確保に関する こと
病院事業管理 者	総務課	県立中央病院 県立厚生病院	1 県立病院への患者受入可能状況の把握に関 すること
教育長	教育総務課	教育総務課長	1 災害対策関係職員の動員に関すること
		教育環境課長	1 教育施設の災害対策に関すること
		小中学校課長	1 公立学校等への情報の伝達に関すること
		特別支援教育 課長	2 避難児童及び生徒の救護に関すること

		高等学校課長	4 災生徒・児童の育英奨学に関すること
		家庭・地域教育課長	1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 防災活動に協力する婦人会、青年団の連絡調整に関すること
		人権教育課長	1 災生徒の奨学資金に関すること 2 集会所の災害対策に関すること
		スポーツ健康教育課長	1 災生徒・児童の保健衛生に関すること 2 災害時における学校給食対策に関すること
警察本部長	警備第二課	警備第二課長	1 広域緊急援助隊の受け入れ体制等の整備に関すること 2 避難住民の誘導・指示に関すること 3 交通誘導に関すること 4 交通規制および交通の確保に関すること 5 地域安全確保に関すること 6 避難対象地域、避難施設等の治安維持に関すること 7 避難等防災広報活動に関すること 8 被災者の支援と情報収集に関すること

○地方支部の所掌事務

支部長	支部	支部員	事務分掌
中部・西部総合事務所長※	地域振興局	地域振興局長	1 県災害対策本部地方支部の設置に関すること 2 市町村との連絡調整に関すること 3 職員応援体制の整備に関すること 4 庁舎の管理、運用、調査に関すること
	福祉保健局	福祉保健局長	1 医療救護対策支部に関すること
	生活環境局	生活環境局長	1 県EMCの支援に関すること 2 飲料水に関すること
	関係する所属		1 広域避難所の運営支援に関すること 2 被害状況の把握及び報告に関すること
東部振興監	東部振興課	東部振興課長	1 県災害対策本部地方支部の設置に関すること 2 市町との連絡調整に関すること 3 職員応援体制の整備に関すること

※西部総合事務所（島根原子力発電所）、中部総合事務所（人形峠環境技術センター）については、所掌事務に次の項目を加える。

西部総合事務所（島根原子力発電所）

- ・島根原子力発電所の現地確認に関する事
- ・島根県庁へのLO（連絡員）派遣に関する事
- ・県現地災害対策本部の設置に関する事
- ・島根オフサイトセンターへの要員派遣に関する事
- ・平常時モニタリングに関する事

中部総合事務所（人形峠環境技術センター）

- ・人形峠オフサイトセンターへの要員派遣に関する事
- ・平常時モニタリングに関する事

○県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌

事務局長（原子力安全対策監）

班名及び構成	事務分掌
<p><u>総括班</u></p> <p>○班長 原子力安全対策課長</p> <p>○副班長 総務課長 危機管理政策課 課長補佐</p> <p>○班員 危機管理政策課 未来づくり推進局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の基本方針及び総合的災害対策計画の企画に関する事。</li> <li>2 各部、班の災害応急対策の総合調整に関する事</li> <li>3 本部の予算に関する事</li> <li>4 防災会議との連絡調整に関する事</li> <li>5 本部会議の運営及び記録に関する事</li> <li>6 本部長の命令指示の伝達に関する事</li> <li>7 事務局各班の連絡調整及び班長会議に関する事</li> <li>8 県現地災害対策本部に関する事</li> <li>9 県現地災害対策本部長、被災市町村長との連絡調整に関する事</li> <li>10 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁への派遣要請及び受入、活動調整に関する事</li> <li>11 防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>12 各機関のヘリコプターの調整、その他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関する事</li> <li>13 国及び都道府県に対する連絡調整、応援要請に関する事</li> <li>14 その他災害対策に関する事</li> </ol>

<p><u>情報収集班</u></p> <p>○班長 危機対策・情報課 災害情報センター参事</p> <p>○副班長 鳥取力創造課長 政策法務課長</p> <p>○班員 危機対策・情報課 災害情報センター 危機管理政策課 未来づくり推進局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災情報の収集及び集計に関すること</li> <li>2 気象情報等の收受及び通報に関すること</li> <li>3 生活情報の収集に関すること</li> <li>4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む）の収集に関すること</li> <li>5 市町村、消防局その他の防災関係機関の応急活動の把握に関すること</li> <li>6 各班及び県現地災害対策本部等への情報提供に関すること</li> <li>7 防災関係機関等に対する情報提供に関すること</li> <li>8 隣接県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること</li> <li>9 原子力損害賠償に関すること</li> </ol>
--	---

<p><u>通信班</u></p> <p>○班長 危機対策・情報課 情報システム担当 課長補佐</p> <p>○副班長 情報システム担当 係長</p> <p>○班員 情報システム担当</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政無線、アシスト等及び国との情報伝達手段の機能確保に関すること</li> <li>2 通信施設の保全および通信連絡の総括</li> <li>3 県災害対策本部の機器及び各種防災情報システム機器の管理</li> <li>4 ヘリコプターテレビシステムの運用</li> <li>5 通信回線の確認</li> <li>6 ファクシミリ送信等他班の支援</li> </ol>
---	---

<p><u>広報班</u></p> <p>○班長 広報課長</p> <p>○副班長 県民課長</p> <p>○班員 広報課職員 県民課職員 災害情報センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新聞、テレビ、ラジオ等による情報の伝達に関すること</li> <li>2 知事の呼びかけ等テレビ、ラジオによる特別広報に関すること</li> <li>3 知事発表、資料提供等報道機関への対応に関すること</li> <li>4 被災市町村、その他の者の要請に基づく広報に関すること</li> <li>5 災害応急対策の広報に関すること</li> <li>6 対策の進捗状況等を記録するための写真等の収集</li> </ol>
--	--

	<p>整理に関すること</p> <p>7 取材調整に関すること</p> <p>8 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関すること。</p> <p>9 風評被害の影響の軽減に関すること</p> <p>10 発災時以降における県民等からの被害情報、ボランティア活動等の問い合わせに対する対応に関すること</p>
--	--

<p><u>渉外班</u></p> <p>○班長 企画課長</p> <p>○副班長 財政課長</p> <p>○班員 未来づくり推進局、総務部</p>	<p>1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること</p> <p>2 政府及び国会の視察団の視察に関すること</p> <p>3 激甚災害法の各部調整に関すること</p> <p>4 県議会との連絡調整に関すること</p>
--	--

<p><u>活動支援班</u></p> <p>○班長 消防防災課長</p> <p>○副班長 人事企画課長 情報政策課長</p> <p>○班員 消防防災課 未来づくり推進局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</p>	<p>1 被災市町村の支援、調整に関すること</p> <p>2 市町村相互間の応援に係る調整の総括に関すること</p> <p>3 被災市町村の原子力災害対策の代行調整に関すること</p> <p>4 県外避難者に対する支援に関すること</p> <p>5 県災害対策本部の庶務に関すること</p> <p>6 県災害対策本部に係る執務室の確保に関すること</p> <p>7 災害対策要員の確保及び勤務ローテーションに関すること</p> <p>8 災害対応職員、県有管理施設職員及び県有管理施設の安全の確保に関すること</p> <p>9 災害対応要員の食糧等及び宿泊先の確保に関すること</p> <p>10 通信・連絡体制（防災行政無線を除く）の確保に関すること</p> <p>11 県有車両の運用に関すること（土木作業用車両を除く）</p> <p>12 事務用品、備品の管理、補給に関すること</p>
--	---

	13 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関する こと
--	---------------------------------

<u>救護班</u> ○班長 福祉保健課長 ○副班長 業務効率推進課長 住宅政策課長 教育総務課長 ○班員 消防防災課 総務部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、県土整備部、教育委員会	1 避難所等の開設、運営及び避難所等における通信設備の確保に関すること 2 応急救助（避難施設の供与、医療等の提供、学用品の供与、埋葬・火葬、死体の処理、通信設備の提供及び被災住宅の応急修理等）の実施に関すること 3 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む）の適用及び実施に関すること 4 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関すること 5 医療及び医薬品の確保に関すること 6 医療救護対策本部の編成及び設置（支援）に関すること 7 保健衛生の確保に関すること 8 要配慮者対策に関すること 9 被災住宅の応急修理等に関すること 10 ライフラインの確保に関すること 11 動物（ペットに限る）の健康管理に関すること
--	---

<u>物資班</u> ○班長 くらしの安心推進課長 ○副班長 通商物流室長 生産振興課長 集中業務課長 ○班員 消防防災課 福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、会計管理者	1 応急救助（食糧、生活関連物資等の供与等）の実施に関すること 2 食糧、生活関連物資等の確保に関すること（協定締結先等） 3 食糧、生活関連物資の輸送に関すること 4 義捐金（物資）及び支援物資の受入及び配分に関すること 5 被災者等に対する資金等のあっせん等に関すること
--	---

<u>住民避難・安全班</u> ○班長 危機対策・情報課危機管理専門官	1 市町村が行う住民避難の支援に関すること 2 被災住民の避難（避難時の食糧等の供与及び医療の提供等を除く）に関すること
---	---

<p>○副班長 地域振興課長、交通政策課長、技術企画課長、県警警備第二課長</p> <p>○班員 危機対策・情報課 未来づくり推進局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</p>	<p>3 避難路及び緊急輸送路等の確保に関する事</p> <p>4 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む)に関する事</p> <p>5 安否情報の問い合わせに対する対応に関する事</p> <p>6 応急救助(被災者の捜索・救助、死体の捜索)に関する事</p> <p>6 社会秩序の維持及び安全の確保(立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む)に関する事</p> <p>7 飲食物の摂取制限に関する事</p> <p>8 県警本部との連絡調整に関する事</p> <p>9 その他、避難に関する総合調整</p>
---	---

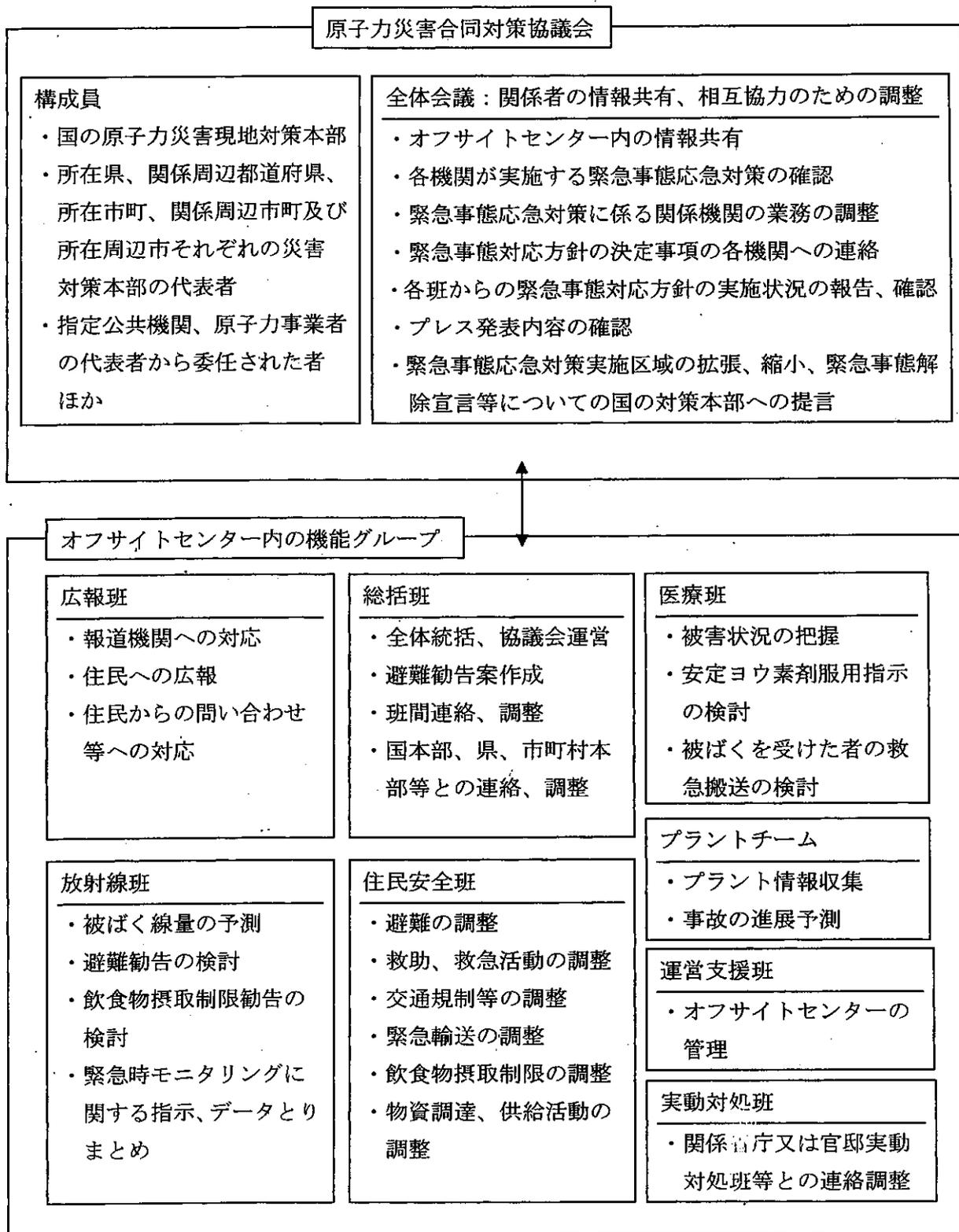
<p><u>原子力(環境回復)班</u></p> <p>○班長 原子力安全対策課 課長補佐</p> <p>○副班長 水・大気環境課長 循環型社会推進課長</p> <p>○班員 原子力安全対策課 水・大気環境課 循環型社会推進課 その他生活環境部 未来づくり推進局、総務部、地域振興部、文化観光スポーツ局、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部</p>	<p>1 県の原子力災害応急対策の実施の総括に関する事</p> <p>2 原子力防災資機材の確保に関する事</p> <p>3 緊急時モニタリングに関する事</p> <p>4 放射線測定調査に関する事</p> <p>5 環境の除染に関する事</p> <p>6 災害廃棄物の処理に関する事</p> <p>7 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、原子力専門家会議との連絡調整に関する事</p> <p>8 原子力防災専門官、原子力災害合同対策協議会、鳥取県原子力防災専門家会議との連絡調整に関する事</p> <p>9 専門家の派遣要請に関する事</p>
--	---

## 2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

・図3-12「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」

図3-12 原子力災害合同対策協議会の組織、構成員



また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

### 3. 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生 of 通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力防災専門家会議の委員に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて委員に対して参集を要請するものとする。

### 4. 応援要請及び職員の派遣要請等

#### (1) 応援要請

県は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県警察は、必要に応じて、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

#### (2) 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

#### (3) 緊急時モニタリング要員の要請等

国EMCの長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請するものとされている。

### 5. 自衛隊の派遣要請等

知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

また、国の原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

## 6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 7. 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は県現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配慮するものとする。

### (2) 防護対策

- ① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、国EMCの長と連携し、必要に応じてその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

- ② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

### (3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。
- ② 県は、県職員の被ばく管理を行うものとする。
- ③ 県の放射線防護を担う班は、県現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じて除染等の医療措置を行うものとする。
- ④ 県の本部の放射線防護を担う班及び国EMCは、医療救護対策本部及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。

### (4) 安全対策

- ① 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ② 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在県、所在市町、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

### 1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

#### (1) 島根原子力発電所において県が実施する対策

- ① 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに市町村に対し、住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
- ② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の引き受けを行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市町に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏

また国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

- ③ 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
- ④ 県は、緊急事態応急対策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。
- なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。
- ⑤ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。
- ⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の要配慮者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等での一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。
- ⑦ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県境を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

- ⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかけるものとする。
- (2) 人形峠環境技術センターにおいて県が実施する対策
- ① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。
- ② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- ③ 県は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害対策本部に対しても情報提供するものとする。
- ④ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。
- ⑤ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかけるものとする。

## 2. 避難所等

- (1) 県は、市町村に対し、緊急時に必要に応じて指定避難所及びスクリーニング等の場所の開設、住民等への周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。
- (2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。
- (3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や

避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じて、避難所におけるペット飼育場所の確保に努めるものとする。

- (4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 県は、市町村と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (6) 県は、国及び市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- (7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

- (8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

### 3. 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。

- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。  
また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要請を待つ暇がないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。
- (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- (4) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する都道府県に代わって行うものとされている。
- (5) 国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災県にも計画の内容を示すものとされている。  
県は、必要に応じて、国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。
- (6) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

#### 4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、スクリーニング及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及びスクリーニング結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。また、主要経路沿い等のスクリーニング会場でスクリーニングを実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行うものとする。

なお、国のスクリーニングの検討を踏まえて、実施方法等を更に検討するものとする。

## 5. 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 県は、市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。なお、可能な限り薬剤師等の医療専門職の立ち会いの下配布・服用指示を行うものとする。

## 6. 要配慮者への配慮

- (1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。

- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できな

い場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。

#### 7. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

#### 8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

#### 9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を勧告、若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

#### 10. 食糧、生活関連物資等の供給

- (1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活関連物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 県は、被災市町村における備蓄物資等が不足する等緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

- (5) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

## 第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

## 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域性生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 国はOILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

## 第7節 緊急輸送活動

### 1. 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位及び範囲

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、下表の順位を原則として調整するものとする。

・表3-2「緊急輸送の順位及び範囲」

表3-2 緊急輸送の順位及び範囲

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者
第2順位	・避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握、進展予測のための専門家、資機材の輸送	・避難者 ・緊急事態応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）及び資機材
第3順位	・緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員（第2順位を除く国の原子力災害現地対策本部要員、原子力合同対策協議会構成員、情報通信要員）及び資機材
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・コンクリート屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食糧、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他緊急事態応急対策のために必要な輸送	

#### (2) 緊急輸送体制の確立

- ① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。なお、避難者の輸送にあたっては、自家用車、バス等準備車両による避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確保し、輸送手段の複層化を図る。県

は、これら輸送手段の特性、種別、数量等を総合的に判断し、輸送手段の配分を決定する。

- ② 県は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じて、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。

・表3-3「緊急輸送にかかる応援機関」

表3-3 緊急輸送にかかる応援機関

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	JR西日本	・中国運輸局（鳥取運輸支局）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会、自衛隊	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会、自衛隊	
	関西広域連合内の各府県バス協会	・「バスによる災害時における緊急輸送に関する協定」に基づき要請
陸路（福祉車両）	鳥取県ハイヤータクシー協会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊の車両	
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶	中国運輸局鳥取運輸支局境庁舎に対するあっせん又は調整の要請
	海上保安部・海上保安署所属巡視船艇 海上自衛隊所属艦艇	
空路（航空機）	自衛隊所属航空機 第八管区海上保安本部航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊のヘリコプター	

- ③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

## 2. 緊急輸送のための交通確保

### (1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

### (2) 交通の確保

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとし、緊急輸送を確保するため必要に応じて、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制に当たっては、原子力災害合同対策協議会において道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第8節 救助・救急、消火及び医療活動

### 1. 救助・救急及び消火活動

(1) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じて他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する等の措置を講ずるものとする。

(2) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町村、県内他消防局、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局から応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村及び消防局に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

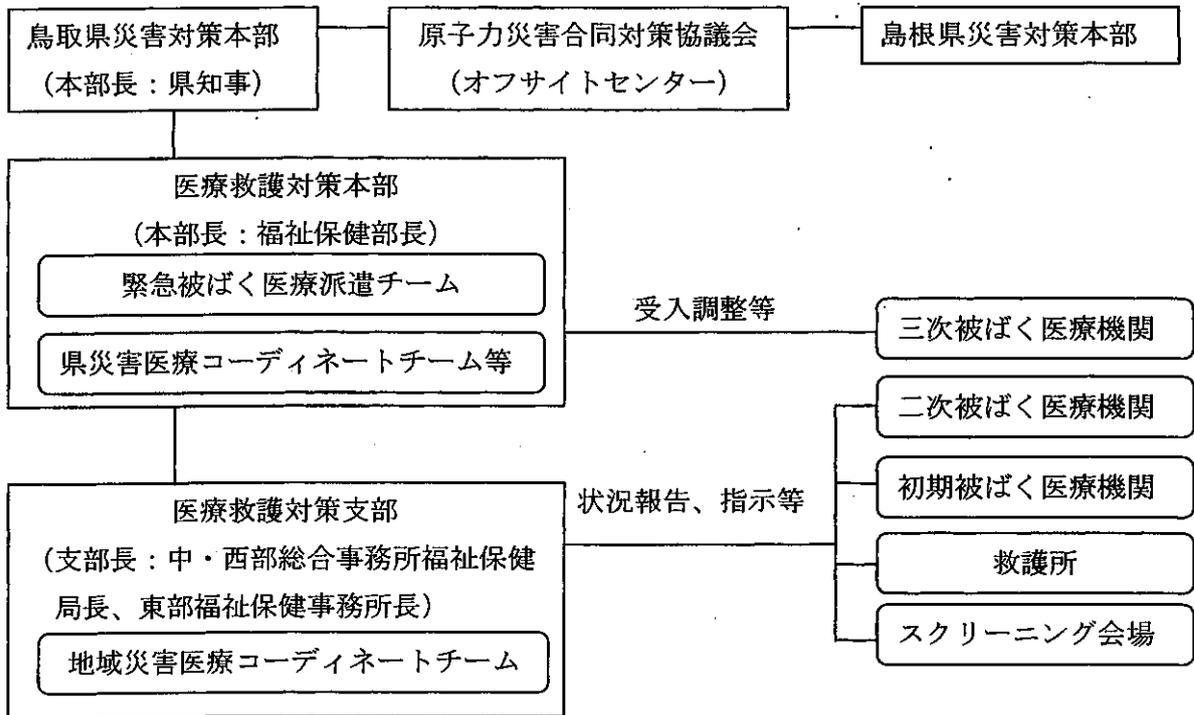
- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 関係周辺市町への進入経路及び集結（待機）場所

## 2. 医療活動等

- (1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
- (2) 県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (3) 県は、必要に応じて、速やかに拠点となる被ばく医療機関又は国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。
- (4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。
- (5) 県は、医療救護対策本部において、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。

・図3-13「緊急被ばく医療体制図」

図3-13 緊急被ばく医療体制図



また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院等医療機関及び医師会等医療関係団体に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(6) 県等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

また、県等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

(7) 県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を実施するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

(8) 県は、避難経路上にスクリーニング会場を設置し、避難者のスクリーニングを行い、避難者を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて除染を行う。また、スクリーニング会場を通過しなかった避難者については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。

(9) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から被ばく者の放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。

## 第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。

### 1. 住民等への情報伝達活動

(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

(2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め

るものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- (3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散予測結果、等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- ・ 図 3-14 「住民に対する広報及び情報伝達系統図」
- ・ 表 3-4 「住民に対する広報時期及び広報事項」
- ・ 表 3-5 「広報事項における役割分担」
- ・ 表 3-6 「報道機関への広報事項」

図 3 - 1 4

住民に対する広報及び情報伝達系統図

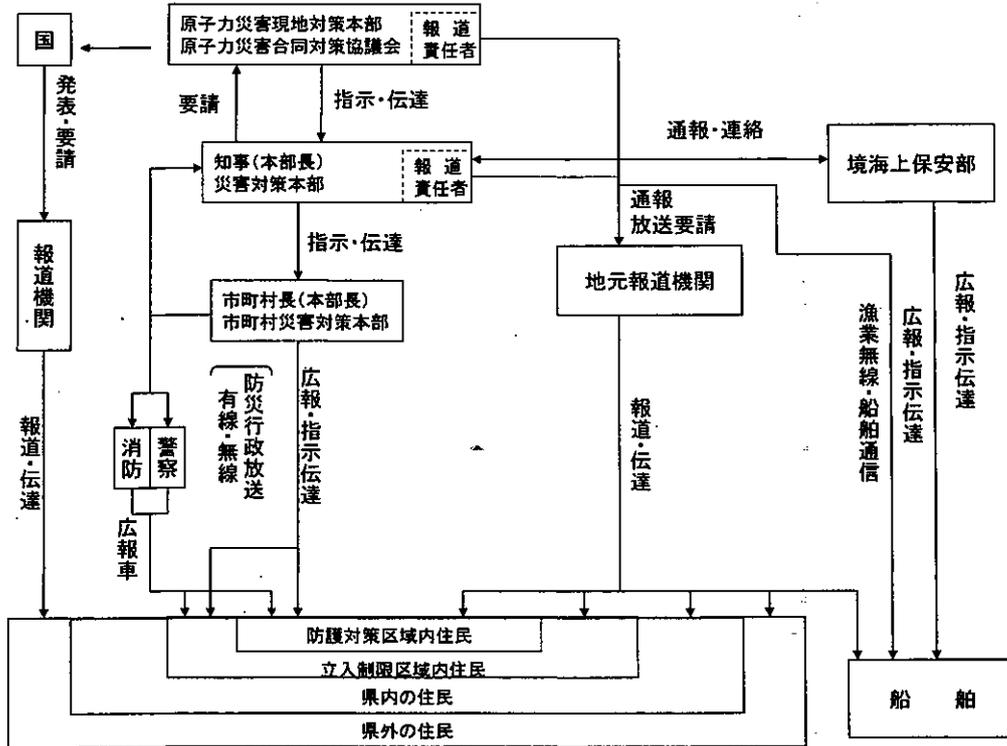


表3-4 住民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項
トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・放射性物質の放出の有無</li> <li>・身体・環境等への影響（モニタリング結果）</li> <li>・住民の方がとるべき行動 （警戒事態発生時：特別な対応は必要ないこと） （施設敷地緊急事態発生時：屋内退避の準備） （全面緊急事態発生時以降：屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、スクリーニングの実施、飲食物の摂取制限等）</li> </ul>
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること</li> <li>・被ばく医療に関すること</li> <li>・飲食物の摂取制限</li> <li>・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報</li> </ul>

ただし、新たな伝達情報がない場合であっても、住民を不安にさせないように定期的（概ね3時間ごと）な広報に努めるものとする。

表3-5 広報事項における役割分担

オフサイトセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</li> <li>・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼する。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。</li> <li>・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。</li> </ul>

表 3-6 報道機関への広報事項

事象	広報事項
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の概要</li> <li>・事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・負傷者の発生状況</li> <li>・県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等）</li> <li>・住民への周知事項</li> </ul>
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの状況（今後の見込み）</li> <li>・事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し）</li> <li>・環境への影響（モニタリング結果）</li> <li>・負傷者の状況等</li> <li>・県、市等の対応状況（本部体制等）</li> <li>・避難所の設置状況及び避難者数</li> <li>・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること</li> <li>・被ばく医療に関すること</li> </ul>

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。

### 1. ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### (1) 義援物資、義援金の受け入れの基本方針

県は、個人からの義援物資は原則として受入れず、個人に対しては、義援金での支援をお願いするものとする。

#### (2) 義援物資の受入れ

被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村が受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう努めるものとする。

#### (3) 義援金の受入れ

義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとされている。

## 第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 県は、県の庁舎等の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知す

るものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

- (2) この場合において、県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- (3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ当該市町村の庁舎等が当該地域に所在する場合、当該市町村が当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

## 第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故について、防災関係機関は次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じ、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第5節 各種制限措置等の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規則の解除を行うものとする。

## 第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

## 第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

### 1. 災害地域住民の記録

県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

### 2. 影響調査の実施

県は、必要に応じて農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

### 3. 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 県は、国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 県は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は、市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。

## 第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、国、市町村と連携し、必要に応じて設備復旧資金、運転資金の貸付のほか、代替施設の紹介、復旧に向けた研究開発・販路開拓等に係る助成、地方税の軽減制度の創設や徴収緩和措置の適用等、きめ細やかな支援に努めるものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第11節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係周辺市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

## 第12節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

## 第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

別添1

原子力事業者、国、地方公共団体が選ることを想定される措置等(1/2)

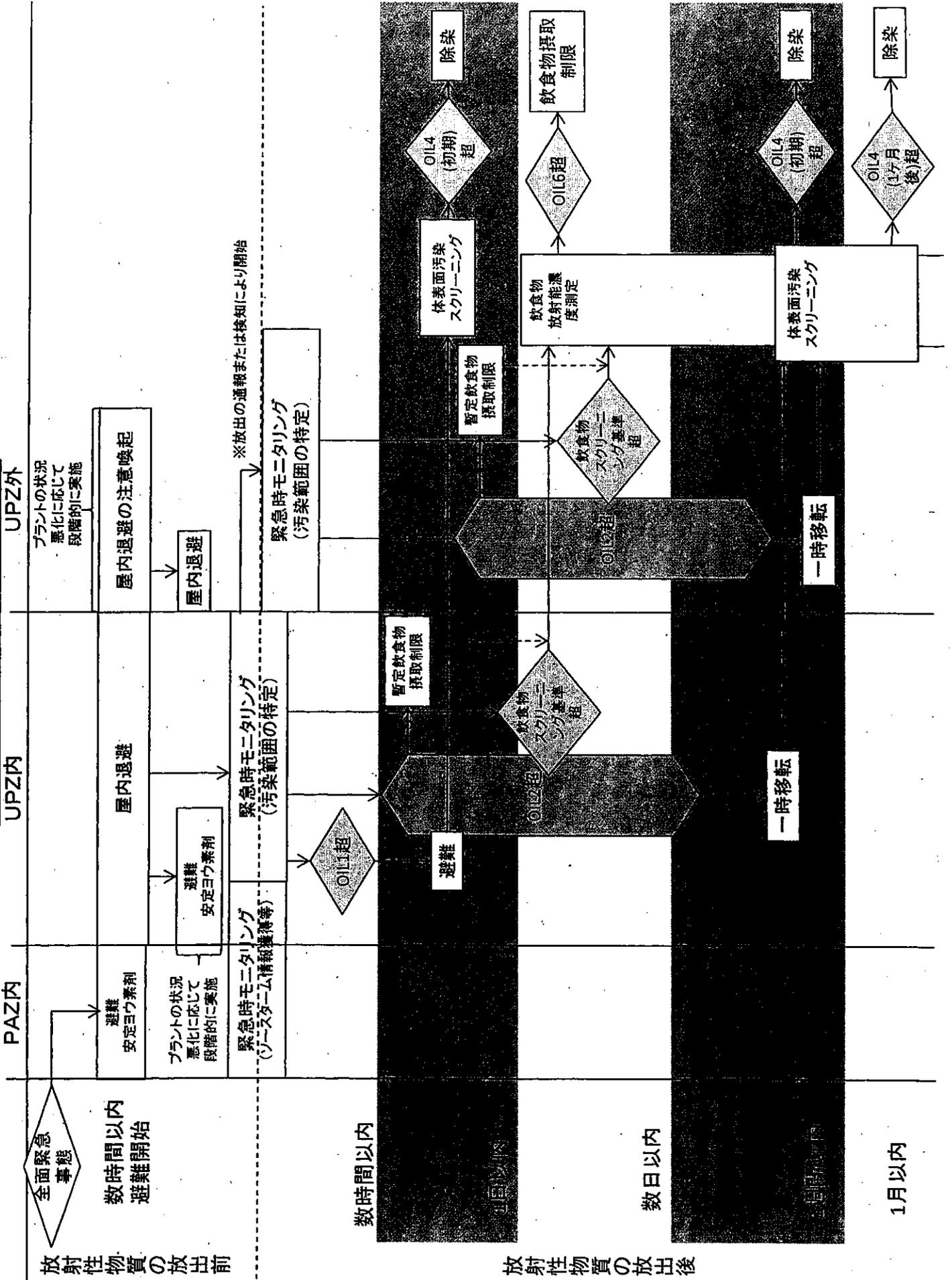
注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

実施主体	PAZ1-東(30km)		PAZ2-中(30km)		PAZ3-西(30km)		PAZ4-南(30km)	
	実施主体	実施内容	実施主体	実施内容	実施主体	実施内容	実施主体	実施内容
原子力事業者 公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員参画 ・情報収集・連絡体制の構築</li> <li>・自治体への参画要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達 ・必要の措置に基づいた情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>							
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>							
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>							
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの強化</li> <li>・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>							

※1-1-モニタリングに関しては、さらに補足を付した上で記載を追加・修正する。



別添2 防護措置実施のフロー図



### 別添3 島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断するEAL

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

	緊急事態区分における措置の概要
<p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。</p> <p>⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

- ⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
- ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

	緊急事態区分における措置の概要
<p style="text-align: center;"><b>施設敷地緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とするとする原子炉炉心冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないうこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p>	<p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>
<p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>
<p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

<p>緊急事態区分における措置の概要</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UP Z 及び必要に応じ</p>
<p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p>	<p>てそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p>
<p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p>	<p>は、計測される空間</p>
<p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>	
<p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p>	
<p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその</p>	

附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。

- ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
- ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
- ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
- ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。
- ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

放射線量率などに  
基づく防護措置を  
実施する。

別添4 OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500µSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を用途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm <sup>*4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20µSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	1日内を用途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>*9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5µSv/h <sup>*6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数日内を用途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>*7</sup> 飲料水 牛乳・乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg 1Bq/kg 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg <sup>*8</sup> 500Bq/kg 100Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を用途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域の基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

別紙 1 原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）

種別	本部等の設置体制		配備の基準	配備要員	主な対応	オフサイトセンター等への派遣
	本部	支部				
注意体制(1)	原子力安全対策課の職員	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国電力(株)から「島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保に関する協定」第10条に基づき異常時の連絡があったが、危機管理局長の判断により警戒体制をとらず、安全確認を行わない事案</li> <li>島根県松江市で震度3の地震の発生</li> <li>上記の連絡があったが、危機管理局長の判断により警戒体制をとらず安全確認を行う事案</li> </ul>	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員		
注意体制(2)	原子力安全対策課及び関係課の職員	西部総合事務所生活環境局の職員		関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安全協定第11条に基づく現地確認(島根県職員等)同行)</li> <li>2. 関係各課(室)においては、警戒体制配備に対する準備を行うものとする。</li> </ul>	【現地確認】 1. 西部総合事務所の職員 2. 原子力安全対策課の職員
警戒体制	島根県災害警戒本部 本部長：危機管理局長 副本部長：原子力安全対策課、危機対策、情報課、危機管理政策課、消防防災課、広報課の職員、その他職員で危機管理局長が指名する者(水・大気環境課、衛生環境研究所、医療政策課、長寿社会課等)	西部総合事務所(生活環境局)、中部総合事務所(生活環境局)の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中国電力(株)から「島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保に関する協定」第10条に基づいた異常時の連絡を受けたとき。(注意体制(1)(2)に該当するものを除く)</li> <li>2. 中国電力(株)から警戒事態の連絡があったとき</li> <li>3. 鳥取県で震度4または震度5弱の地震の発生</li> </ul>	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMCの設置(警戒体制から引き続き設置)</li> <li>・緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請</li> <li>・医療救護対策本部の設置</li> <li>・各部(局)は防災活動に従事するものとし、直接関係のない職員については、部(局)長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。</li> </ul>	【OFC派遣】 1. 西部総合事務所の職員 2. 危機管理局長の指示を受けた職員
非常体制(1)	鳥取県災害対策本部【事務局】 危機管理局長並びに別途危機管理局長が指示する応援要員	鳥取県災害対策地方支部【事務局】 地方支部運営マニュアルで定められた職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中国電力(株)から異常情報の通報を受け、知事が災害対策本部体制をとる必要があると認めたととき</li> <li>2. 島根県松江市で震度4または震度5弱の地震の発生</li> <li>3. 鳥取県で震度5強または震度6弱の地震の発生</li> <li>4. 鳥取県または島根県に津波警報が発令</li> </ul>	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMCの設置(警戒体制から引き続き設置)</li> <li>・緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請</li> <li>・各部(局)は防災活動に従事するものとし、直接関係のない職員については、部(局)長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。</li> </ul>	【現地災害対策本部】 副知事は、現地災害対策本部長として西部総合事務所へ移動
非常体制(2)			<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中国電力(株)から施設敷地緊急事態の連絡があったとき</li> <li>2. 施設敷地緊急事態の情報を入手したとき</li> <li>3. 知事が必要と認めたととき</li> <li>4. 島根県松江市で震度5強または島根県で震度6弱以上の地震の発生</li> <li>5. 鳥取県で震度6以上の地震が発生</li> <li>6. 鳥取県または島根県に大津波警報が発令</li> </ul>	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMCの設置(警戒体制から引き続き設置)</li> <li>・緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請</li> <li>・各部(局)は防災活動に従事するものとし、直接関係のない職員については、部(局)長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。</li> </ul>	【OFC】 1. 統轄監は、現地事故対策連絡会議参加要員としてOFCに移動 2. 危機対策・情報課長(連絡調整要員) 3. 西部総合事務所の職員であらかじめ定められた職員(連絡調整要員) 4. その他、あらかじめ定められた機能班要員等
非常体制(3)			<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</li> <li>2. 知事が必要と認めたととき</li> </ul>	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMCの設置(警戒体制から引き続き設置)</li> <li>・緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請</li> <li>・各部(局)は防災活動に従事するものとし、直接関係のない職員については、部(局)長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。</li> </ul>	【OFC】 1. 統轄監は、原子力災害合同対策協議会に参加 2. 危機対策・情報課長(連絡調整要員) 3. その他、あらかじめ定められた機能班要員等

別紙2 原子力災害時の災害体制の基準（人形峠環境技術センター）

種別	本部等の設置体制		配備の基準	配備要員	主な対応	オフサイトセンター等への派遣
	本部	支部				
注意体制	原子力安全対策課の職員	-	1. 人形峠環境技術センターから異常情報の通報があったが、警戒体制又は非常体制配備の必要がないと危機管理局長が認めたとき 2. 岡山県鏡野町で震度3の地震の発生 3. 三朝町で震度3の地震の発生	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	1. 関係各課（室）においては、環境放射線の監視体制を強化する 2. 関係各課（室）においては、警戒体制配備に対する準備を行うものとする。	
警戒体制	鳥取県災害警戒本部 本部長：危機管理局長 副本部長：原子力安全対策課、危機対策・情報課、危機管理政策課、消防防災課、広報課の職員、その他職員で危機管理局長が指名する者（水・大気環境課、衛生環境研究所、医療政策課、長寿社会課等）	中部総合事務所（生活環境局）、西部総合事務所（生活環境局）の職員	1. 人形峠環境技術センターから異常情報の通報を受け、危機管理局長が警戒体制をとる必要があると認められたとき 2. 鳥取県で震度4または震度5弱の地震の発生	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	・ 県EMCの設置	【OFC派遣】 1. 中部総合事務所の職員 2. 危機管理局長の指示を受けた職員
非常体制(1)	鳥取県災害対策本部 【事務局】 危機管理局長の職員並びに別途危機管理局長が指示する応援要員	鳥取県災害対策地方支部 【事務局】 地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員	1. 人形峠環境技術センターから異常情報の通報を受け、知事が災害対策本部体制をとる必要があると認められたとき 2. 岡山県鏡野町で震度4または震度5弱の地震の発生 3. 鳥取県で震度5強または震度6弱の地震の発生	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	・ 県EMCの設置 ・ 緊急救急医療派遣チームの派遣要請 ・ 医療救護対策本部の設置 ・ 各課（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない職員にあっては、部（局）長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。	【OFC】 1. 危機対策・情報課長（現地事故対策連絡会議構成員） 2. 中部総合事務所の職員（あらかじめ定められた職員（連絡調整要員）） 3. あらかじめ定められた職員（OFC機能班要員）
非常体制(2)			1. 人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態の通報があったとき 2. 県のモニタリングで施設敷地緊急事態を確認したとき 3. 知事が必要と認められたとき 4. 岡山県鏡野町で震度5強または岡山県で震度6弱以上の地震の発生 5. 鳥取県で震度6強以上の地震の発生	全職員	【国の対応】 施設敷地緊急事態の発生通報 関係省庁事故対策連絡会議（東京） 【OFC】 現地事故対策連絡会議	
非常体制(3)			1. 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 2. 知事が必要と認められたとき		県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする	【OFC】 1. 副知事（原子力災害合同対策協議会構成員） 2. 危機対策・情報課長（連絡調整要員） 3. あらかじめ定められた職員（OFC機能班要員）

